

雑録

我國に於ける鐵鋼業の現況（2月22日東京中央放送局にて日本製鐵會社取締役山縣愷介氏講演の要旨）近來鐵饅饃と云ふことが各方面で唱へられて居るのであります。中には米穀の收穫皆無の状態を聯想せられて、鐵鋼供給の途が杜絶したかの如き感を懷かれる方々もあるかの様に存ぜられます。し又將來鐵鋼の増産を致しますに際し、果して其の資源があるかどうかと云ふ點に付て懸念を致されて居らるる向も少くない様に思はれます。實は鐵饅饃と稱せられて居りますのは需要が急激に増加したために（勿論思惑も多分に含まれて居るのであります）之れに對する供給力が左程急激に之れに應ずることが出來ないのであるから需給の調節に狂ひを生じたと云ふことに外ならぬのであります。鐵饅饃と云ふよりも寧ろ銀行の取付見た様なもので一種のパニックと考へた方がもつと事實に近いのであります。

又原料關係に付ても米國や佛國の如く惠まれたる状態に在るとは申されませぬが我國の地理的關係から見ますれば比較的有利な位置に在るのであります。決して不利ではないのであります。之等の點に付て御納得の行きます様にと思ひまして此の御話を申上げる次第であります。

尙ほ本年の需要に應ぜられるかどうか、最近鐵の値段は暴騰したのであるが其れ等の點に付てはどうかと云ふ様な御不審もあらうかと思ひますから是等の點にも觸れて見たいと存じます。鐵に付て御經驗の御有りにならない御方の爲めに鐵に關する通俗のことから始めます。

(1) 鐵— 鐵には銑鐵と鋼鐵との二つがあります。銑鐵は熔鑄爐で鐵鑄石を吹き分けたままの荒金で其の特徴は炭素の含有量の多いこととせられて居りますが通常3%乃至4%であります。其の外尚珪素、磷、硫黃等の不純物も比較的に多く含んで居ります。鋼鐵は銑鐵を精鍊したもので、其の特徴とする所は炭素の含有量が少ないとあります。普通1%以下であります。珪素、磷、硫黃等も少いのであります。

(2) 鐵の用途— (1) 銑鐵は堅いけれども粘り強くないから鍋釜、鐵管、力の餘りかからない機械部分品、その他色々の鐵物の原料に用ひられ又は更に之を精鍊して鋼を作る原料に用ひます。前者は鑄物用銑鐵と云ひ後者は製鋼用銑鐵と申します。鑄物用銑鐵は珪素を多く含み製鋼用銑鐵は珪素は少くマンガンは多く含んで居ります。現在日本の銑鐵の總需要額の約1/4は鑄物用銑鐵で3/4は製鋼用銑鐵であります。

(2) 鋼は鑄物にすることも出来るし又槌やプレスで鍛へて打物に作ることも出来ますが、大部分は之をロールで壓延してレールや丸角、平等の棒鋼、山形、溝形、工形等各種の形鋼、厚板、中板、薄板等各種の鋼板、線材、钢管などに作ります。之れを壓延鋼材又は単に鋼材と申します。钢管、レールの如きは其のままで使用致しますが棒鋼、形鋼、鋼板の如きは艦船、兵器、車輛、機械、器具類製作の材料又は土木、建築用の材料として使用せられます。

(3) 製法— (1) 銑鐵、春の高い七輪の様な形をした大きな熔鑄爐に鐵鑄石、骸炭、石灰石等を爐の上部から機械的操縦に依り規則正しく裝入し爐の下部から高熱の壓風を絶えず送風機で送りま

す。左様致しますと先づ爐底に近い部分の鐵鑄石が熔かされて銑鐵と鑄滓とが雨の如くに爐底に落下して比重の重い銑鐵と軽い鑄滓とは上下に分れて爐底に溜り爐内の鐵鑄石は自重で少し宛上から下に降下します。溜った銑鐵は1日數回爐底の出銑口から流出されて、之を取鍋に受け熔銑のまま製鋼工場に送り或はナマコ形に鑄造し冷却して製鋼用又は鑄物用に供します。英語で銑鐵のことを Pig Iron と申しますのは此のナマコに似た形狀から來て居るのであります。一晝夜の出銑量を以て爐の能力を表します。500 吨爐と云へば、一晝夜の出銑量が 500 吨の熔鑄爐であります。爐の大きさは漸次大きくなつて行きます。十八世紀頃のものは僅かに 3 吨程度のものであつたと云ふ事であります。今から二三十年前に於ては 100 吨か 200 吨位であります。近來 500 吨、700 吨、1,000 吨と云ふ様に非常に大きくなりました。去る 15 日に火入を致しました八幡の 1,000 吨爐は我國に於ける最大の熔鑄爐であります。申す迄も無く此の爐は一基で 1 ケ年に銑鐵三十五六萬吨を生産する譯であります。

銑鐵 1 吨を作るに要する石炭の所要量も、漸次少くなる傾向であります。十八世紀頃には石炭 8 吨を要したとのことであります。今から二三十年前のものは骸炭 1.5 吨内外即石炭 2.4 吨内外を要したのであります。然るに現今では骸炭の所要高は 1 吨以内でありますから石炭の所要高は 1.6 吨以内でよいのであります。然しながら銑鐵を作る場合鋼材迄同時に作ることが多いのであります。此の場合には鋼材当 2.5 吨位の石炭を要することになるだらうと思ひます。何れにしても鐵を作るには多量の石炭を要しますので西洋の諺に Iron goes to coal と申して居りますが之を直譯すれば鐵は石炭の在る所に行くと云ふのですがつまり製鋼工場は石炭產地に建てるべきものだと云ふこととて米國のピットバーグ、英國のシェツフィールド、獨逸のルール地方の如き其の實例であります。八幡製鐵所の如き亦然りであります。

熔鑄爐は春の高い爐であるから高い爐即ち高爐とも云ひます。

○熔鑄爐に使ひます骸炭は石炭を蒸燒にしたものであります。石炭は其の儘を熔鑄爐に入れますと爐内で崩れて風が通りませんから揮發分を除き堅いものにする爲め先づ石炭を蒸燒にして骸炭に致します 1 吨の骸炭を作るには石炭 1.6 吨内外を要します。

○副産物、熔鑄爐の鑄滓はセメント、煉瓦、パラスト等に利用致します。高爐セメントと申しますのは即ち此の鑄滓を利用して作りましたセメントで八幡製鐵所では此のセメントを製作して居ります。同所の建物、機械類其の他基礎、岸壁等は悉く高爐セメントを使用して居りますし外部にも販賣致して居ります。高爐セメントは硬化熱が少ないので堰堤其の他大量のセメントを使用する場合には特によろしいのであります。熔鑄爐瓦斯は燃料に利用致します。

骸炭爐瓦斯からは硫酸アンモニア、コールタール、各種ベンゾール、トルオールなどが取れまして其の残りの瓦斯は燃料にして居りますが將來は輕油の合成、硫酸アンモニアの製造にも利用せられる様になるであらうと思はれます。何れに致しましても骸炭爐副産物は化學工業上の重要な原料となり又火薬爆薬等の原料ともなり國家産業上中々大切なものです。之等熔鑄爐及骸

炭爐副産物の利用に依つて銑鐵の生産費が著しく引下げられるることは申すまでもない事であります。

(2) 鋼塊 鋼の熔けたものを金型に入れて大きな柱状又は厚き板の形に固ましたものであります。鋼を作る爐には坩埚爐、電氣爐、轉爐等色々ありますが目下我國で鋼の大量生産に用ひられて居るのは平爐であります。

平爐で鋼を作る方法は銑鐵を主たる原料として之れに鐵礦石又は屑鐵を入れて作るものと、屑鋼を主たる原料として之に銑鐵を配合して作るものと二つに大別することが出来ます。八幡製鐵所では銑鐵を主たる原料とし之れに鐵礦石を入れて作り得る設備即ち屑鋼を使用せずして作り得る設備を有して居りますが、我國の現状では屑鋼を主要原料とするものが大部分であります。尤も銑鐵と屑鋼との配合割合は相當廣い範圍に融通がきりますから今日の如く屑鋼が高價の場合には銑鐵の配合を増加する傾向になる譯であります。

1回の製鋼時間は4~5時間から10時間位で1回の出鋼量は我國では通常25噸乃至50噸であります。八幡の100噸平爐は我國最大のものであります。

(3) 銑鋼一貫作業、銑鐵を主要原料として鋼を作り、鋼材を作る場合には礦石から銑鐵になり、銑鐵から鋼材になる迄に途中で冷却しないで連續作業が出来る様に仕組むことが經濟的であります。斯の如き仕組を以て製錬、製鋼、鋼材壓延作業と連續して行ふのが之れが所謂銑鋼一貫作業であります。勿論著しく生産費を切り下げる事が出来ます。

(4) 鐵鋼の需要供給— 我國に於ては古來日本刀の原料となる鍊鐵とか鋼とか又鋼釜農具類を作る銑鐵等は家庭工業的には生産せられて居り且鐵和鋼の精鍊術の如き特殊の技術としては確かに世界に誇るべきものであると信ずる所以であります。然しながら如何せん之は到底今日の大工業時代に於ける大量的の需要を充たす役には立たないのであります。故に我國に於ては明治初年以來識者は夙に西洋式の製造業の移植に意を用ひたのであります。現實に近代的大工業組織の製鐵業が我國に起りましたのは明治34年官營八幡製鐵所の作業開始以来ことで其の後民營の製鐵會社も出來、色々の變化もあつて今日に及んで居るのであります。之れは皆僅かに36年此の方のことであります。顧みますれば明治27,8年戰役は近代式製鐵業移植以前の出来事であり。明治37,8年戰役は八幡製鐵所創立後間もないことであります。此の當時の我國の鋼材の年產額は僅かに6萬噸、輸入二十五萬噸で合計需要高30萬噸でありますから、内地生産は2割で8割は輸入に仰いで居たと云ふ情けない状態にありましたのであります。其の後幾多の困難にも拘はらず我國の製鐵業は年々進歩發達し、生産高も逐次増加致したのであります。然しながら官民一致不撓の努力に依りまして、我製鐵業は益々隆盛となり昭和11年の如き鋼材の生産高440餘萬噸輸入僅かに30萬噸と云ふ盛況を呈するに至りました。今から30餘年前の状況を振返つて見ますと誠に隔世の感が有るのであります。明治37年頃の全世界の鋼塊の生産高は三千六七百萬噸であります。昨11年は1億2,000萬噸弱でありますから、過去30餘年間に3倍強となつて居るのであります。而して此の30年間に我國の鋼材の生産高は70倍以上に増加したのであります。

又最近に於て世界の產額の最も多かつた昭和4年に於ける我國の鋼材の生産高は200餘萬噸であり、之れを昨年の440餘萬噸に比較致しますと、僅かに7ヶ年間に2倍餘の増産を爲し遂げた譯であります。而して全世界はどうかと云ふに漸く昨11年に7年前の昭

和4年の状況に歸ることが出来たか出來ぬか位に過ぎない状態にあるのであります。

即ち之を世界の大勢に鑑みれば、我國は過去數10年間を通じて各國に並んで著しい發展を遂げた次第であります。殊に滿洲事變等の關係もありまして、最近に於ける進歩が著しいであります。而して今一つ見落し難き點は昭和5.6年の頃から稍輸出が目立つて参りまして、最近に於て著しく増加したことであります。昨年の如きは五六十萬噸位は輸出をして居ります。然るに輸入の方はどうかと申しますと明治年間に於きましては、内地生産高よりも輸入の方が多かつたのであります。大正3,4年の頃から内地生産と輸入とが略同額となり大正8,9年の頃から昭和3,4年の頃迄は年に平均80餘萬噸を輸入して居ましたが、大正13年の115萬噸を絶頂として、爾來年々國産品に依つて置換へられまして最近では1ヶ年の輸入は、只今申上ました通り約30萬噸に過ぎない様になりましたのであります。

此の如く我國鋼材の總需要高並に生産高が増加し殊に輸出の増加したと云ふことは、我國の鋼材の需給の調節に對する彈力性と云ふものが過去10數年前に比して非常に強化されたと云ふ事實は何人も之を否定することは出來まいかと思ふのであります。今日鐵鋼供給不如意の際に於きまして、鐵鋼の問題は各方面で色々論議せられ我國製鐵業に對し危惧の念を懷かれる向もあるのでありますが、我國が國運を堵して戦った二大戰役や歐洲大戰當時のことを考へますれば、一概に悲觀すべき状態に在るものとは申されないのであります寧ろ冷靜に自己の實力を認識して現在の非常時に所すべき最善の方法に向つて善處すべきものではないかと考へるのであります。勿論鋼材の生産能力の如きは、今年一杯から申しますと平均的に申しますれば、原料さへあれば唯今の設備を以てしても少くとも2割やそこの餘剰能力があるであります。

銑鐵の需給状況を申上げます。日露戰役の明治37年頃には生産高6萬餘噸即ち生産と輸入とが略同額であったのであります。昨昭和11年に於きましては、生産220餘萬噸、輸入は滿洲より約30萬噸、印度其の他より約70萬噸であります。而して昭和4年の生産高は120餘萬噸でありますから7年間に2倍弱の生産増加を示して居ります。之を全世界の状勢に對照しますならば、日露戰役當時全世界の生産高は四千七八百萬噸のものが昨年は八千五六百萬噸で30餘年間に2倍弱、昭和4年の9,700萬噸に比すれば尙之に及ばずと云ふ状態に在りますので、我國の製錬業は其の比率から決して鋼材に劣らぬ發展を成して居るものと考へまする次第であります。尤も之を數量的に申しますれば、前述の通り滿洲から約30萬噸、滿洲外から約70萬噸程度の輸入を致して居るのであります。我國に於ては前述銑鐵の外に尙1昨年は約170萬噸、昨年は約150萬噸の屑鋼を輸入して居るのであります。從つて根本的に考へますれば此の上とも銑鐵の生産を増加し進んで屑鋼の輸入を減少しても、作業上支障なき設備をすることが必要なことであることは申す迄もませぬが、只今の處では屑鋼の輸入を直ぐに止めることは出來ないのであります。目下計畫中の増産計畫が出來れば、逐次銑鐵及屑鋼の輸入は減じて今後4,5年間に相當の需要増加を見越しても大部分の自給が出来るものと思はれるであります。而して差當つてのことを申上ぐれば、本年に於ては昨年に比し年能力に於て日鐵、60萬噸、社外30萬噸、計90萬噸實質額に於て日鐵社外を通じて約50萬噸の銑鐵が増産せらるゝのであります。夫れ丈けは製鋼原料乃至鑄物原料が國內で増産せらるゝのであります。而

して明 13 年に於ては更に日鐵 60 萬噸、社外 20 萬噸計 80 萬噸の能力が増加せらるゝことになつて居ります。

尙茲に申添へて置きたいことは、先刻日本の製鐵業は近年非常に發達したと申上げたのであります、決して之れで安神してよいと云ふのではないであります。まだまだ之を世界の先進國に比べますれば、1昨年の鋼材の人口 1 人當消費量に付て見ましても、日本は 1 人當 50 噸でありますのに、米國は約其の 4 倍、獨逸は 3 倍、英國は 2・3 倍になつて居るのでありますし、昨年の鋼塊の總生産高に付て見ますれば、全世界 121,000,000 噸、内米國 48,000,000 噸約 40% 獨逸 19,000,000 噸 16%、露國 16,000,000 噸 13%、英國 11,800,000 噸約 10%、佛國 6,700,000 噸 5% で、日本は第 6 位の 5,150,000 噸 43% に過ぎないのでありますし、更に銑鐵に於ては世界總生産高 90,600,000 噸に對し 2,200,000 噸 25% で自耳義に次ぐ第 7 位に位して居るのであります。殊に露西亞の製鐵業の最近に於ける進歩は遙かに我國を凌駕致して居りますことは注目に値することゝ思ふのであります。

(5) 製鐵原料一 製鐵原料として一番大事なものは鐵鑛石と石炭とであります。

○鐵鑛石 本年中本邦に於ける銑鐵の生産高は日本製鐵株式會社 235 萬噸社外 36 萬噸計 270 萬噸内外と豫想されるのでありますから製鋼用のものを併せて約 500 萬噸内外の鐵鑛石を要することになるのであらうと思はれます。此の 500 萬噸の鐵鑛石中多くは内地、多くは馬來殘りの多くは滿洲、フイリツビン及支那等から得らるゝので御座います。外國鑛石を使ふと云ふことは、不利益ではないかとの疑問が起ると思ひますが、採算上は決して左様ではないであります。何故かと申しますと之等の外國鑛石は海運の便のよい處に在り且つ其の所在地の附近には石炭を產出せず且つ鐵鑛の需要もないのでありますから之れを日本に持來つて利用する事が、一番好都合の配置になつて居るのであります。而して運賃も海上であるから非常に安いであります。而して其の數量も相當豊富であります、日滿以外の分で只今分つて居る丈けでも富鑛三四億、貧鑛も二三億噸は下るまいと思はれるであります。本邦内及滿洲に於ては富鑛は餘り多くないので、從て鑛石の產出量は只今の處少いのであります、夫れでも只今餘つて居る丈けで 1 億噸はありますが、貧鑛を利用する様になりますれば、只今の處でも 10 數億噸に上るべく此の外砂鐵の如き 5 億噸を下らないことゝ思ひますから鐵鑛石の前途も決して悲觀するには當らないと思ふのであります。勿論非常時に對しては特殊の考慮を要することは申す迄もありません。

○石炭 石炭は只今の處主として筑豐炭及北海道炭を使用致して居ります。骸炭用には長崎縣松浦炭、樺太炭、開平炭 3 割内外を配合して使用致します。最近日本製鐵株式會社で色々研究いたしました結果、北海道炭を低溫乾溜しまして油を探つて後に出來ますコーライトがコークス用配合炭に代用出来るのであります、配合炭を節約し得ることになります。北海道炭や筑豐炭が相當豊富なものであることは御承知の通りであります。

(6) 鐵鋼界目下の状勢一 我國鐵鋼需給關係變遷の大勢は前述の通りであります、然らば本年に於ける鋼材の需要高如何と云ふことであります。此の見込は相當困難ではあります、然しながら極めて達觀的に考へますれば、鋼材の昨年の内地需要を大體 420 萬噸内外と致しまして、之れに目下の状況並に昨年度と今年度との政府豫算の増加等をも考慮して彼此對照致しますれば、昨年に比し本

年の内地需要の増加は先づ 50 萬噸内外のものであろうと云ふ風に考へるのであります。此の程度の増加とすれば充分之れに應ずることが出來ると思ふのであります。殊に只今の様な時節柄になりますれば、輸出は成るべく差控ふべきものでありますから、此の方面でも、相當調節が取れると考へるのであります。尙又價格が昂まります關係からも自然的に需要が調節せらるゝこともあるようと思ふのであります。

殊に昨年末から本年に掛けての需要の激増の如きは、歐米の國內市價も、幾分の強氣を示して居るのでありますから、勿論需要喚起の全部を思惑に歸することは出來ませぬが、我國の現状に於きまして、現實に加工に使用せらるゝ鋼材の數量なるものは、之を使用する方面的色々の事情から考へましても、そんなに急激に 2 倍、3 倍と云ふ様な、多量の鋼材を消化し得るものではなく、唯需要家は先きの手當をして置かなければ不安であると云ふので契約の確定を急ぐと云ふことは、自然の人情でありますから、現物の授受を左程多く必要とする筈はないであります。勿論假需要家は現實に鋼材の消化をするものでなく、従つて多量の現物を急激に要する理由のないことは申すまでもない事であります。

尙銑鐵に付ましてはソ聯よりの輸入は餘り期待出来ないと思ふのであります、國內の増加が前申述べました通り 50 餘萬噸ありますし、米國よりの新規輸入が 20 萬噸、印度銑鐵も相當輸入を増加し得る見込もありますから輸入銑が昨年より減ることはないと思ふのである。

(7) 鐵鋼の價格一 鐵鋼の市價に付て一言申上げます。從來我國の鋼材の價格は外國品の輸入値段に依て建値を致して居たのであります、昭和 7 年頃以來内地の生産が豊富になり品物に依つては過剰生産のものもある様になりましたので、内地獨自の建値を致す事になり、其の結果輸入値段よりも適當 2・30 圓も下廻つて居りましたのであります。而して之を内地に於ける他の商品の價格の指數に比べましても、一昨昨年共に鐵は非常に低位にあつた様な譯で、自然輸出市場の獲得に努力する様な状態であつたのであります。處が昨年 11 月末頃より鐵價が上向きました、12 月末頃から鐵の市中相場が暴騰を致したのであります。此の相場は實際の需給關係以上に人氣の動きに影響せられて居るのでありますから適當な所に落着く筈であり、現に一時に比べては大變に落付いて居るのであります、私共に於きましても他の同業者と協力致しまして、製鋼業者及需要者相互間に、最も合理的な値段で取引が出来る様に極力致して居るのであります。

現在に於ける私共の建値は丸鋼ベース物 160 圓であります、輸入採算の 200 圓に比べますれば、矢張建直の方が低いでありますし、之れを歐米諸國の内地相場に比較して見ましても吾々の建値の方が遙かに安いであります。

(8) 結論一 以上誠に不充分ではあります、鐵鋼業に關する概要並に鐵鋼界の近況を申上げました次第であります。而して私共と致しましては、常に將來に對する鐵鋼の需給状勢に注意致しまして、鋼材の供給を圓滑ならしむる様設備の擴充、技術の練磨、事業經營の合理化に精進致して居る次第であります。就中設備の擴張に付ては、日本製鐵株式會社創立後直ちに其の計畫を樹て第一次及第二次の擴張計畫は既に着手済で、明 13 年迄に逐次完成の豫定であります更に第三次擴張計畫として、地を室蘭市にトし目下銑意其の進捗に努力して居ります。又第四次計畫に付ては目下敷地の選定中で、之又成るべく取急ぎ實行に着手致すことにして居ります。

之等第三次及第四次の擴張計畫は昭和 16 年迄に逐次完成せしむる豫定であります、其の曉に於きましては、我社のみでも鉄鐵 470 萬噸、銅塊 400 萬噸を生産し得ることになります、之れに社外の分を加ふれば鉄鐵 500 敷 10 萬噸、銅塊 600 萬噸以上を生産し得ることになります。此の外昭和製鋼所に於ても鉄鐵の増産計畫があり、是又速急に實現する様に聞いて居りますから、滿洲よりの移入も現在の倍以上になるであろうと考へるのであります。又鉄鐵及銅材の配給に關しましては、同業者の協調を密接にし共同販賣機關の強化を圖り、生産者と消費者との間に合理的な配給を行ふことに努力しつゝあるのであります。(日鐵販賣旬報第 72 號)

日本製鐵株式會社第四次擴張に就ての主旨(販賣旬報72號)
同社は我國に於ける鐵鋼需給の現状に鑑み成るべく速に生産設備の増加擴張を行ひ圓滑なる鐵鋼の供給を爲さんが爲めに第三次擴張として北海道輪西に綜合製鐵工場一團の新設計畫を樹て着々準備中であります。但今回之に繼ぎ第四次擴張として之と略々同規模の工場一團を關西地方に別に建設することに致しまして先般來和歌山縣海南市、大阪府堺市、兵庫縣尼ヶ崎市、同縣印南郡大鹽町、同縣飾磨郡廣村の 5 領所は擬定して各詳細なる實地調査を遂げ技術上、經濟上、交通上、國防上等製鐵工場として具備すべき諸條件に付き彼此比較考究の結果此兵庫縣飾磨郡廣村を最適當と認め本日取締役會の決議を以て之を決定いたしました。

併て是より直ちに主務大臣へ認可の手續を執り土地買收其の他の準備を整へ成るべく速に建設工事に着手する見込であります。同工場は敷地約 70 萬坪で 700 噸の熔鑄爐 3 基、120 噸の平爐 6 基並に壓延設備及び副產物製造設備を有し鉄鐵年間約 70 萬噸、銅塊約 50 萬噸、銅材約 40 萬噸の生産を爲す豫定で其の建設費は概算 9,000 萬圓内外であります。

この建設に當りますは目下の急迫せる鐵鋼需給狀況に鑑み當社は全能力は擧げて工事期間の短縮に努力し昭和 16 年には出鉄を開始することを致したき希望であります。同工場完成の曉は現存各作業所及輪西新工場の生産と相俟つて我國に於ける鐵鋼の供給は大體圓滑に行はれることになるものと信ずるのであります。

昭和 12 年 3 月 1 日 日本製鐵株式會社

鐵輸入税免除の勅令公布 (昭和十二年四月十五日)
朕茲に緊急の必要ありと認め樞密顧問の諮詢を經て帝國憲法第八條第一項に依り鐵の輸入税免除に關する件を裁可し之を公布せしむ
御名御璽 各大臣連署

勅令第百三十號

關稅定率法別表輸入稅表第四百六十二號に掲ぐる鐵(別號に掲げたる特殊鋼を除く)の輸入稅は本令施行の日より昭和十三年三月三十一日迄之を免除す

附 則

本令は公布の日より之を施行す

第七十回帝國議會衆議院へ政府提出製鐵事業法案に對する論議

第一讀會

製鐵事業法案 (政府提出)

製鐵事業法

第一條 本法ハ產業ノ發展及國防ノ整備ヲ期スル爲本邦ニ於ケル製鐵事業ノ健全ナル發達ヲ圖ルコトヲ目的トス

第二條 本法ニ於テ製鐵事業ト稱スルハ鉄鐵、銅鐵、銅材(鐵鋼品及鑄鋼品ヲ含ム)其ノ他ノ鐵鋼ノ製造及之ニ附隨スル副生物ノ製造ヲ爲ス事業ト謂フ

前項ノ副生物ノ種類ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 製鐵事業ヲ營マントスル者ハ政府ノ許可ヲ受クベシ但シ命令ヲ以テ定ムル製鐵事業ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

本法ニ定ムルモノノ外前項ノ許可ニ關シ必要ナル事項ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第四條 前條ノ許可ヲ受ケタル者(製鐵事業者)ハ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ事業ヲ開始スベシ

政府ヘ正當ノ理由アリト認ムル場合ニ限り前項ノ期間ノ延長ヲ許可スルコトヲ得

製鐵事業者前二項ノ期間内ニ其ノ事業ヲ開始セザルトキハ前條ノ許可ハ其ノ效力ヲ失フ

第五條 製鐵事業者其ノ設備ヲ增設シ又ハ變更セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

第六條 一ノ場所ニ於テ命令ノ定ムル所ニ依リ一年十萬噸以上ノ製鐵能力及一年十萬噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ハ土地收用法第二條ノ土地ヲ收用又ハ使用スルコトヲ得ル事業トシ同法ヲ適用ス

第七條 第三條ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ前條ニ規定スル設備ヲ新設シタル製鐵事業者ニハ設備完成ノ年及其ノ翌年ヨリ十五年間其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

前項ノ製鐵事業者其ノ設備完成前其ノ設備ノ一部ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム場合ニ於テモ其ノ事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス但シ前項ノ規定ニ依ル期間内ニ設備ヲ完成セザルトキハ此ノ限ニ在ラズ

前二項ノ製鐵事業ヨリ生ズル所得又ハ純益ガ法人ニ在リテハ各事業年度、個人ニ在リテハ各年ノ資本金額ニ對シ年百分ノ十割合ヲ以テ算出シタル金額ヲ超ユルトキハ其ノ超過額ニ相當スル所得又ハ純益ニ付テハ前二項ノ規定ヲ適用セズ但シ所得稅法第十九條又ハ營業收益稅法第八條ノ規定ノ適用ヲ妨ゲズ

前項ノ資本金額ノ計算方法ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第八條 第六條ノ規定ニ該當セザル設備ヲ有スル製鐵事業者其ノ設備ニ付第五條ノ增設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ第六條ノ規定ニ該當スルニ至ルベキ設備ヲ增設シタルトキハ其ノ增設シタル設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付前條ノ規定ヲ準用ス

第六條ニ規定スル設備ヲ以テ營ム製鐵事業者第五條ノ增設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ其ノ場所ニ於テ製鐵又ハ製鋼ノ設備ヲ增設シタルトキ亦前項ニ同ジ

第九條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ增設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年五千二百五十噸以上ノ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ增設シタル鐵鋼品又ハ鑄鋼品ノ製造事業者ニハ第七條ノ規定ヲ準用ス

第三條ノ許可又ハ第五條ノ增設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ一ノ場所ニ於テ一年二千五百噸以上ノ製鐵能力又ハ製鋼能力ヲ有スル設備ヲ新設シ又ハ增設シタル低燐鉄製造事業者、堆積製鋼事業者及電氣製鐵事業者ニ付亦前項ニ同ジ

第十條 第三條ノ許可又ハ第五條ノ增設ノ許可ヲ受ケ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ指定スル期間内ニ砂鐵又ハ命令ヲ以テ定ムル鐵鐵ノ製鍊ヲ目的トスル特殊ノ設備ヲ新設シ又ハ增設シタル製鐵事業者ニハ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付第七條第一項及第二項ノ規定ヲ準用ス

第十一條 砂鐵又ハ前條ノ鐵鐵ヲ配合シテ製鐵ヲ爲ス製鐵事業者ニハ配合ノ割合ニ應ジ其ノ製鐵事業ニ付本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ヲ定ムル所ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第十二條 北海道、府縣及市町村其ノ他之ニ準ズベキモノハ本法ニ依リ(第七條第三項但書ノ場合ヲ含ム)所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル製鐵事業者ニハ第七條第三項ノ規定ニ依リ賦課セラレタル所得稅及營業收益稅ノ附加稅ヲ除クノ外其ノ免除セラレタル事業ニ對シ又ハ其ノ免除セラレタル事業ニ屬スル資本金額、從業者、營業用ノ工作物若ハ物件、使用動力又ハ收入ヲ標準シテ課稅スルコトヲ得ズ但シ市町村其ノ他之ニ準ズベキモノニシテ特別ノ事情ニ基キ政府ノ認可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

前項ノ規定ハ前條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ヲ免除セラレタル事業ニハ之ヲ適用セズ但シ其ノ事業ガ第七條乃至第九條ノ規定ニ依リ所得稅及營業收益稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキモノナルトキハ此ノ限ニ在ラズ

第十三條 製鐵事業ヲ繼續スル者又ハ其ノ事業ヲ繼續スルモノト認ムベキ事實アル者ハ前製鐵事業者ガ本法ニ依ル所得稅及營業收益稅免除期間内ニ在ルトキハ其ノ期間ヲ承繼ス

第十四條 帝國內ニ於テ製造シタル鋼材ガ船舶ノ建造又ハ修繕ニ使用セラレタル場合ニ於テハ政府ハ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ鋼材ノ製造者は對シ獎勵金ヲ交付スルコトヲ得

第十五條 詐欺ノ行爲ヲ以テ前條ノ獎勵金ヲ交付ヲ受ケタル者は對シテハ其ノ金額ヲ返還セシム

前項ノ規定ニ依ル返還金ハ國稅滯納處分ノ例ニ依リ之ヲ徵收スルコトヲ得但シ先取特權ノ順位ハ國稅ニ次グモノトス

第十六條 第六條又ハ第十條ニ規定スル製鐵事業ノ爲必要ナル器具、機械其ノ他ノ材料ヲ政府ノ認可ヲ受ケ輸入スルトキハ本法施行ノ日ヨリ十年間命令ノ定ムル所ニ依リ輸入稅ヲ免除ス

第十七條 製鐵事業者其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ譲渡シ、廢止シハ休止セントスルトキハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ許可ヲ受クベシ

製鐵事業者タル法人ノ合併又ハ解散ノ決議ハ命令ノ定ムル所ニ依リ政府ノ認可ヲ受クルニ非ザレバ其ノ效力ヲ生ゼズ

第十八條 製鐵事業者鐵鋼ノ生產、販賣、輸出、輸入、移出若ハ移入又ハ命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ購入ニ關シ他ノ製鐵事業者ト統制協定ヲ爲シタル場合ニ於テハ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ政府ニ届出ヅベシ之ヲ變更シ又ハ廢止シタルトキ亦同ジ

第十九條 前條ノ統制協定ヲ爲シタル製鐵事業者ノ爲其ノ統制協定ニ基キ共同販賣其ノ他共同ノ目的ヲ達スルニ必要ナル事業ヲ行フ者ハ命令ノ定ムル事項ヲ政府ニ届出ヅベシ

第二十條 政府公益上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ鐵鋼ノ供給數量、販賣價格又ハ販賣條件ノ變更其ノ他鐵鋼ノ需給ノ圓滑又ハ價格ノ公正ヲ圖ル爲必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得
政府公益上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ其ノ設備ノ擴張若ハ改良又ハ作業方法ノ變更ヲ命ズルコトヲ得

第二十一條 政府軍事上必要アリト認ムルトキハ製鐵事業者ニ對シ製鐵ニ關スル特殊事項ノ研究又ハ特殊設備ノ設施、命令ヲ以テ定ムル製鐵原料ノ保持其ノ他軍事上必要ナル事項ヲ命ズルコトヲ得

第二十二條 政府ハ製鐵事業者ニ對シ其ノ業務ノ狀況ニ關シ報告ヲ爲サシメ其ノ他監督上必要ナル命令ヲ發シ又ハ處分ヲ爲スコトヲ得

政府監督上必要アリト認ムルトキハ當該官吏ヲシテ製鐵事業者ノ事務所、營業所、工場、倉庫其ノ他ノ場所ニ臨檢シ業務ノ狀況又ハ帳簿書類其ノ他ノ物件ヲ検査セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ其ノ身分ヲ示ス證票ヲ携帶セシムベシ

第二十三條 政府ハ第三條第一項但書ノ規定ニ依リ許可ヲ受クルコトヲ要セザル製鐵事業ヲ營ム者ニ對シ命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ノ能力其ノ他必要ナル事項ヲ届出デシムルコトヲ得

第二十四條 政府第三條ノ許可又ハ第二十條ノ規定ニ依ル命令ヲ爲サントスルトキハ製鐵事業委員會ノ議ヲ經ベシ
製鐵事業委員會ニ關スル規程ハ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第二十五條 製鐵事業者本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シ又ハ公益ヲ害スル行爲ヲ爲シタルトキハ政府ハ其ノ業務ヲ停止シ若ハ制限シ、第三條ノ許可ヲ取消シ又ハ法人ノ役員ノ解任ヲ爲スコトヲ得

第二十六條 第十九條ノ規定ニ該當スル者ハ第十八條、第二十條第一項、第二十二條又ハ前條ノ規定ノ適用ニ關シテハ之ヲ製鐵事業者ト看做ス

第二十七條 第三條ノ規定ニ違反シ許可ヲ受ケズシテ製鐵事業ヲ營ミタル者ハ五千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十八條 第二十條又ハ第二十一條ノ規定ニ依ル命令ニ違反シタル者ハ三千圓以下ノ罰金ニ處ス

第二十九條 第五條又ハ第十七條第一項ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ事項ヲ許可ヲ受ケズシテ爲タル者ハ千圓以下ノ罰金ニ處ス

第三十條 次ノ各號ノ一ニ該當スル者ハ五百圓以下ノ罰金ニ處ス

一 第二十二條第一項ノ規定ニ依ル報告ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ報告ヲ爲シ又ハ監督上必要ナル命令若ハ處分ニ違反シタル者

二 第二十二條第二項ノ規定ニ依ル當該官吏ノ臨檢検査ヲ拒ミ、妨げ若ハ忌避シ又ハ其ノ質問ニ對シ答辯ヲ爲サズ若ハ虛偽ノ陳述ヲ爲シタル者

第三十一條 營業者ハ其ノ代理人、戸主、家族、雇人其ノ他ノ從業者ガ其ノ業務ニ關シ本法若ハ本法ニ基キテ發スル命令又ハ之ニ基キテ爲ス處分ニ違反シタルトキハ自己ノ指揮ニ出デザルノ故ヲ以テ其ノ處罰ヲ免ルコトヲ得ズ

第三十二條 本法又ハ本法ニ基キテ發スル命令ニ依リ適用スペキ罰則ハ其ノ者ガ法人ナルトキハ理事、取締役其ノ他ノ法人ノ業務ヲ執行スル役員ニ、未成年者又ハ禁治產者ナルトキハ其ノ法定代理人ニ之ヲ適用ス但シ營業ニ關シ成年者ト同一ノ能力ヲ有スル未成年者ニ付テハ此ノ限ニ在ラズ

第三十三條 第十八條又ハ第十九條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ五百圓以下ノ過料ニ處ス

第二十三條ノ規定ニ依ル届出ヲ怠リ又ハ不正ノ届出ヲ爲シタル者ハ百圓以下ノ過料ニ處ス

非訟事件手續法第二百六條乃至第二百八條ノ規定ハ前二項ノ過料ニ之ヲ準用ス

附 則

第三十四條 本法施行ノ期日ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第三十五條 製鐵業獎勵法ハ之ヲ廢止ス

第三十六條 本法施行ノ際現ニ第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十七條 前條ノ製鐵事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ設備ノ增設又ハ變更ノ工事中ニ在ルモノハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ第五條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十八條 第三條ノ規定ニ依リ許可ヲ受クベキ製鐵事業ヲ營ム爲本法施行ノ際現ニ製鐵設備ノ建設工事中ニ在ル者ハ命令ノ定ムル所ニ依リ本法施行ノ日ヨリ之ヲ同條ノ許可ヲ受ケタル者ト看做ス

第三十九條 第三十六條ノ製鐵事業者ニシテ本法施行ノ際現ニ其ノ事業ノ全部又ハ一部ヲ休止セルモノハ本法施行ノ日ヨリ六月間ヲ限リ第十七條第一項ノ規定ニ拘ラズ命令ノ定ムル所ニ依リ之ヲ繼續スルコトヲ得

第四十條 本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法ニ依リ所得稅、營業收益稅及地方稅ノ免除ヲ受クルコトヲ得ベキ製鐵事業ニ付テハ仍從前ノ例ニ依リ所得稅、營業收益稅及地方稅ヲ免除ス

本法施行ノ際現ニ製鐵業獎勵法第二條乃至第四條ノ規定ニ依ル認可ヲ申請中ノ者は對スル所得稅、營業收益稅及地方稅ノ免除ニ關シテハ仍從前ノ例ニ依ル

前二項ノ規定ノ適用ヲ受クル者第十一條ノ規定ノ適用ヲ受クルニ至リタル場合ニ於テハ第十二條ノ規定ニ拘ラズ前二項ノ規定ニ依リ地方稅ノ免除ヲ受ク

第四十一條 本法施行ノ際現ニ第十條ニ規定スル設備ヲ以テ製鐵事業ヲ營ム者及同條ニ規定スル設備ノ新設又ハ增設ノ工事中ニ在ル者ニハ本法施行ノ日ヨリ十五年間命令ノ定ムル所ニ依リ其ノ設備ヲ以テ營ム製鐵事業ニ付所得稅及營業收益稅ヲ免除ス

第四十二條 製鐵業獎勵法ニ依リテ爲シタル認可、處分、手續其ノ他ノ行爲ハ本法中之ニ相當スル規定アル場合ニ於テハ本法ニ依リテ之ヲ爲シタルモノト看做ス

第四十三條 大正九年法律第十二號第七條ノ二中「製鐵業獎勵法ニ定ムル能力」ヲ「製鐵事業法ニ定ムル能力」ニ改メ「看做シ」ノ下ニ製鐵事業法第七條第三項ノ金額又ハ製鐵事業法第四十條ノ規定ニ依リ適用セラル」ヲ加フ
(國務大臣伍堂卓雄君登壇)

○國務大臣(伍堂卓雄君) 製鐵事業法案の理由を御説明申上げます

本邦製鐵事業は最近長足の進歩發展を遂げましたのであります
が、斯業の内容を見ますに、銑鐵、屑鐵、鐵礦石等の製鐵原料も、年々大量の輸入を必要と致して居りまして、未だ以て外國依存の状態を脱却し得ないのであります、隨ひまして製鐵國策の根本を成しますものは、速に鐵鋼の自給を全からしめ、各種産業の發展に寄與

する外、外國依存の現状を是正し、尙ほ進んでは鐵鋼製品の海外輸出の進展に努めますと共に、併せて原料資源確保の方策を樹立致しまして、産業上並に國防上遺憾なきを期するにあると思料せらるるのであります、政府に於きましても從前より製鐵事業に付ては、各種の施設を行つて參つたのであります、日本製鐵株式會社法及び製鐵業獎勵法の制定も、亦其施設の一つであるのであります、日本製鐵株式會社法は、日本製鐵株式會社の運営に關する監督法規でありますし、又製鐵業全般に適用ありまする製鐵業獎勵法は、斯業に對する保護助長のみを主眼とし、且つ其規定致して居りまする保護助長の方法も、製鐵國策の見地から改正を要する點が少くない考へられるのであります、即ち我國の製鐵事業の現状より致しまするに、此際進んで銑鋼一貫作業を徹底し、其他合理的設備の擴張に便宜なもの、砂鐵貧鑛等の使用獎勵を爲すと共に、他面外國屑鐵に依存するが如き設備の濫設を防止し、其他斯業に對し適當なる監督を加へ、鐵鋼需給の調節を圖り、以て斯業の健全なる發達を期することが肝要であると考へられます、仍て茲に製鐵業獎勵法に代へ、新に製鐵事業法を制定し、斯業に對する適切なる保護助長の施設を講ずると共に、斯業に許可制度を施行致しまして、之に適當なる監督を加へんとする次第でございます、製鐵事業法は以上の見地より立案せられたものでございます、何卒御審議の上御賛成あらんことを切望致します。

○議長(富田幸次郎君) 質疑の通告があります、順次之を許可致します——岡崎久次郎君

○岡崎久次郎君 本案質問に對して大藏大臣の御出席を要求致しましたが、御出席がありませぬでせうか、如何でせうか

○議長(富田幸次郎君) 大藏大臣は貴族院の稅制委員會に參られました

○岡崎久次郎君 然ばに少くとも大藏次官に聞いて戴きたい點がありますので、御出席を要求致したいと思ひます

[岡崎久次郎君登壇]

○岡崎久次郎君 私は只今提出せられたる製鐵事業法案に對しまして、二三商工大臣、陸軍大臣、或は陸海軍大臣どなたでも宜しいのであります、軍部大臣並に大藏大臣の御答辯を煩はす次第であります、此現國家に必要缺くべからざる製鐵の重要問題に對して、製鐵事業法案の提出を見ましたことは、私の欣幸とする所であります、私は餘程劃時代的な、實に有效適切なる、現在の製鐵問題を解決し、將來に亘つて製鐵問題に對する總ての指導方針を茲に掲げられたるものとして、實は樂みにして待つて居つたのであります、併し内容を検査致しまして、甚だ失望を禁じ得ない點があります

此本案を解剖致しますと、此三點に歸著するのであります、第一は、製鐵事業を盡く許可制にする、大小如何なる製鐵事業に拘らず、大は日本製鐵或は日本鋼管を初め、小は極めて小さな製鐵事業でも、一切政府監督の下に、許可にあらずんは、增設も、改造も、新設も許さぬ、此許可制度を第一に主張せられて居るのが、一貫したる此製鐵事業法の本旨と見受けられます、隨て許可制より來る政府の監督権、所謂統制、此中々立派な强硬なる政府の監督権を規定されてあります、更にもう一つ第三の點は、鑛石所謂貧鑛、或は特殊の鑛山を開發する、之を獎勵する、此點が御添物のやうに記載されてありますが、併し只今商工大臣の提出御説明に依れば、此點を主眼とせられて居るらしいやうに見受けて居ります、之に付きましては、流石に商工大臣は斯道の權威者であると一種の敬意を表します

順次に御尋を申上げますが、第一に此許可制をするに付て、商工大臣は從來の日本製鐵のやり方が悪い、故に是は鑛石銑鐵法に直さなければいかぬ、此原理から許可制にして、それを指導すると云ふやうに、只今御説明では私拜聴致しました、又實際商工大臣の御意思がそこにあるのではないかと思ふ、又そこにつけて當然であると思ふ、そこが流石にあなたは斯道の權威者であると敬服を申上げます、併し何故許可制にしなければならぬか、斯う云ふ點が政府と民間當業者の常に行違ふ點であります、左様な點は結構である、悪いとは申しませぬ、結構と認めます、それならば何故許可制でなければ出來ぬのか、そこの點が私にはまだはつきり分つて居らぬ、何故さう云ふ新しい方法を講ずる爲に許可制にしなければならぬ

か、而して現在變態的な、便宜的な、屑鐵と銑鐵を併せて平爐法を用ひて居ることは、現在の製鐵業の弊である、併し茲に至らしめたのは一體誰の罪であるか、私をして言はしむれば、商工省の多年の過ち、多年の錯覺が斯様な方面に導いたものであると云ふことは、私でなくとも何人も言ふのであつて、商工省も是には御異議ないと思ふ、何故ならば、民間は熔鑛爐の建設を多年熱望して、幾回か度々足を搔木にして商工省に御頼みに出た、其時は一向御許可にならぬ、先達て申上げた通り、最近初めて商工省が昭和七年に日本鋼管に許したと云ふことが、民間熔鑛爐の五百爐であつたが、つい最近許可があつた、其前は許可は一寸もして呉れない、仕方がないから亞米利加邊りから屑鐵を取つて来て、さうして銑鐵を混合せて、平爐に依つて銑鐵を便宜法でやつて來たのである、是は成程間違つて居りませうけれども、茲に至らしめたのは商工省である、其認可制が茲に至らしめたと言はなければならぬが、之を責めて以て、斯う云ふことが悪いから、許可制にして縛らなければならぬと云ふ理由は、どうも私には受取りにくいと思ふのであります

第二の點は左様な許可制にして、此非常時期に於て、鐵の足りない時に於て、鐵を潤澤豊富にすると云ふことは、何處にも見出すことは出來ぬと思ふのであります、國民は鐵の豊富潤澤低廉を欲して居るのであります、産業の根本である此鐵の豊富低廉を欲しない者は何處にもないが、特に現在の躍進日本の工業の此形は、鐵の低廉豊富なることに依つて、初めて惠まれることが非常に多いことは、もう論を俟たないのであります、さうして此製鐵事業法の第一に規定されるやうに、産業の發展と國防の整備をする爲に此法案を布くとある、御尤である、私は軍部が此法案に御賛成であると聞いたが、此點を軍部に承りたいのであります、此許可制に依つて軍部が豊富低廉になると思はれたから賛成し、又はの協力成立を希望されるのであらうと私は存じます、併し民間の事業は、例へば便宣法は將來永遠の爲めではないにしても、現在新設すべき工場も政府の許可を得なければならず、既設の工場を改良をするのも、増設するのも、一切賢明なる商工省の御役人の許可を得なければ出來ない、即ち第五條に製鐵事業者其設備を増設し變更しようとする時には、命令の定むる所に依り政府の許可を受くべし、増設するのも、變更しようと云ふのも、一切政府の許可がなくてはもう一步も身動きが出来ない、斯様な風であります、お負けに其以外に後程申しますが、此統制指導の監督の爲に有ゆる條件を附けられて居りますが、左様なきつい條件を附けて許可制にして、そして當業者は何に依つて惠まれたか、義務は澤山背負つて、監督は澤山されて、許可を受けなければ仕事は出來ず、改良も増設も出來ないと云ふ難儀な目に遭つた、然らば當業者は何を其代償として得たかと云ふと、許可と云ふ一言であります、其許可は成程既設會社は新設會社を抑付けて、既得権を持つて居るから大變欣びしいやうであります、其既設會社總てがどうやら私の聞いた所に依ると、許可制では困ると號泣して居るやうであります、況や新設會社は企業心を抑制されて、抑付けられてしまふのであります、既設會社が欣びさうなもの既設會社が欣ばない、而して新設會社はこんな危い監督権を振廻されは堪らぬから、企業心を抑壓されるのは當然であります、そして現在でも非常時の時代ではないのである、準戰時と云ふけれども、未だ世界に何の問題も起つてない、此時に於て鐵飢餓が叫ばれて、聞いて見れば馬關海峽の工事も中止されたとやら、建築も中止、川口邊りの鑛物工場も、休止して居るのが三分の一も此間はあつた、鐵が足りないで、世界の如何なる國より高く、日本は鐵の値段が上つて居る、亞米利加や英吉利の鐵の値段、運賃と總ての諸費を拂つて、横濱或は神戸に著く値段よりも、亦もう一步高い、日本獨特の高い値段になつて居る、それは鐵が足りない、鐵が足りないから、さう云ふ結果になつて居る、そこへ爲替管理と云ふ厄介な瘤が附いて、輸入しようと思つても一々政府の許可を得て、爲替の許可を得なければ輸入出来ぬから、此二つの方から責められて、鐵は偉大なる暴騰を來して居ることは御承知の通りである、こんな缺乏したる鐵の數量、こんな高い鐵の價格、世界的とは言ひながら獨特の高さである、其高い鐵を以て軍部は満足して居られる筈はないと思ふ、さうして此許可制の結果は、遺憾ながら企業心を抑壓し、製造能率の躍進的發展を妨げて、必ずや私は此許可制に依つて、能率は勿論進んだ工業でありますから、増産は致しませうけれども、到底今後の鐵

の飢餓、鐵の缺乏を此許可制に依つて満足して解決しようと云ふやうなことは、是は商工大臣は少し御見當が違つて居るのではないかと私は考へられます、斷然豊富低廉の方法にあらずして、企業心を抑壓して、却て能率を低め、生産を低下せしむる、一つの束縛であると見なければならぬと思ふのであります、其證據には、民間の有ゆる工場は、皆多年の苦勞をした、堂々たる立派な工場の總ての權威者は、異口同音之に對して異議を挾んで居るやうに見受けるのであります。

更に進んで私は此監督権の問題に付て質問をしたいと思ひます、其許可制の特權は、許可をすることと、所得稅を免除し、營業收益稅を免除すると云ふ外には何もない、所が現在の製鐵所の多くは、もう既に營業收益稅も所得稅も免除せられて居るものが多いのであります、故に其他には何等特權は茲にはない、大體許可と云ふやうなものが、公共とか、公益とか、電氣とか、瓦斯とか、或は生命保險であるとか、銀行であるとか云ふことに付ての、此許可制を探られると云ふことは結構であります、又幼稚なる、最近許可制を探られた自動車工業の如きも、時に取つては非常に私は結構な案と思ひます、併し今や發展の途中にあり、發達の過程を洋々として進んで行かんとする、此製鐵業の如きに向つて許可制を布かんとするが如きことは、甚だ現在に即しない形ではないかと思ふのであります、さうして今度は製鐵所に監督権と云ふ権を振廻はすと云ふ、恐しいことが規定されてある、之を質問すれば、いやそれは書いただけで、何にそんなことはしゃしないのだと必ず仰しやるのでせう、併し試みに茲に申上げて見れば、新設、既設工場に對して、設備を増加するのも、變更するのも、一切許可を受けると云ふことは、只今申上げた通りであります、其他に供給數量も、販賣價格も、販賣條件も、一切商工省の監督になるのであります、即ち需給關係、販賣條件、一切の監督を商工省がなさる、又設備を擴張しろ、作業の方法を斯うしろ、あゝしろと云ふ變更命令も、亦商工省の御役人がなさる、是は固より公益上必要ありと認めたときと云ふ肩書は附いて居ります、肩書は附いて居ますが、公益上必要と認めたと云ふ、公益と云ふ言葉が既に解釋がはつきりしないのであります、前回吾々は電氣事業法案の改正、電氣事業の民有とか、國有とか云ふ問題が出た時に、公益と云ふ問題では大に議論を闘はしたが、公益のデフニシヨンがはつきりしない、政府が公益と認めれば、どうも公益に反対する譯に行かない、政府が公益なりとして、總ての監督権を振廻されるに於ては、對抗出來ないではないか、更に又軍事上の必要があれば——是は戰時の場合ぢやないのです、平時の場合に、軍事上の必要を認めれば、特殊の事項と研究とか、特殊設備の設備、原料の獲得と云ふやうなことを命令して、之をやらせると云ふ、是もくつ付いて居る、是は民間會社に唯許可をしてやつたがらと云ふ、一特權に依つて是だけの條件を附けて居る、戰時の場合は、どうせ日本人は命まで捧げて居るのですから、工場なんか捧げたつて何とも考へる人は一人もないのだが、軍事上の必要と云ふことを思つただけで、此有ゆる條件を附けると云ふことはどうであらうか、又其監督上必要あるときとあるが、是はをかしい、監督上必要あるときはと云ふのは、是は全然政府の考へ通りで、是は對抗は出來ない、政府の方で監督の必要があると認める場合は、事務所へも營業所へも何處へでも行つて、帳簿でも何でも引繰返して一切を監督する、此大きな條件が附いて居る、斯う云ふのは一體どう云ふ譯で、統制經濟と云ふものは、斯う云ふものを附けて來なければいけないのか、それが私には分らぬのだ、抑と統制經濟の起りは、商工省の諸君も此處に居られるから御存じかも知れませぬが、濱口内閣の俵商工大臣の時に、獨逸で統制經濟をやつて居る、是は宜からうと云ふので、實は今だから自狀するが、最初生噛りで、牛噛りで統制法と云ふものを立案して、議會を通過さしたのであります、其後實は餘り能く分らない、其適用が分らない、研究しても中々旨く行かぬ、民間も分らない、政府も分らないから、政府は此統制とさへ言へば、民間も分らないし、事業家も分らないし、政府も分らないから、統制々々とさへすれば、どんなことにでもやつ付けられると思ふから、此統制と云ふものをがりがりと引廻して、色々なことを爲すつて居らつしやるやうであります、此議會に出て居る議案でも、統制經濟の原理に依つてなされて居る議案が中々少くないと思ふが、そんな五つも六つも階段を抜へて、其上へ商工省が乗つて、こんな大きな

監督権を振廻すだけの、一體智慧がおありなんですか、どうだらうか、私はながらうと思ふ、無いのが當り前だと思ふ、有つたら間違つて居る、御役人様は年中御上りになり、どんどん榮達昇給なさらなければ、一つの所に十年も十五年も居るやうな者は、どうせ碌な者ではないから、どんどん進級なさる、隨て日に日に新なりで、新しい者がどんどんやつて来る、事業家の方では、十年も、二十年も、三十年も同じ仕事を、必死に命懸けでやつて居るから、此事業家の専門家と御役人の知識とは違つて當り前である、蓮はなければどうかして居る、天才見たやうな、神様見たやうな人が出で來たら敵はない、私は敵はないことをいかぬと言ふのぢやない、政府の御役人が上へ乗つかつて、此えらい三十年も、四十年も、五十年も苦勞した玄人の上、而も製鐵事業と云ふやうな、困難に困難を重ねて來て居る、日本鋼管などは二度減資して居ります、其難行苦行の間を通つた、百戦練磨の此玄人の上へ馬乗になつて駆さうと言つたつて、それは中々いかぬ、却て變なものが出來てしまふと思はなければならぬと思ふのであります、それで私は斯界の達人であり、非常な達者である或る高名な人に、どうして政府は此小運送を何か監督して統制したり、こんなものを出して見たり、色々なことをするのだらう、斯う言つたら、それはお前は智慧がないから知らぬ、それは官僚イデオロギーと云ふものだと説明されたのである（拍手）それは一體露西亞語か支那語か私には分らない、新官僚イデオロギーなどと云ふ難しいことは私は分らぬが、説明をして呉れと言つたら、それは電氣事業のことをやつたのもそれであるし、又東株を取引所へやらせたと言うて、取引所を締めたのも其處から來たのである、今提出して居る運送業の統制なども、政府が資本金を出して運送屋を始める、是等も其イデオロギーからやるものである、又最近には輸出に税を課けて、輸出統制など恐ろしいことを言つて、出来もしないやうなことをやつて居るのも、其イデオロギーとか云ふものである、一番大きなイデオロギーは是であると、斯う説明されましたか、私には能く分らぬから、それぢやどんなものを發散するのだと言つたら、それは變な惡氣流を發散すると言ふから、毒瓦斯見たやうなものですかと言つたら、まあそんなものだと云ふやうなことを聞かされましたか、それは私がやありませんから眞偽は保證しない、私は達者な人に聞かされた、さう云ふことが本當とすると、さう云ふ恐しいイデオロギーの下に、此重大な、國家になくてはならぬ、必要缺くべからざる、國民が必死と之を頼んで居る此重大な問題に、左様な點に於て監督指導されたら、容易に増産計畫などは私は進まぬと思ふ。

そこで私は先づ軍部の御方に聽きたいのであります、軍部は私は低廉にして豊富なる鐵を要求する御趣旨で、本案は御賛成になつたのたらうと思ふであります、軍部の陸海軍軍事用品全部に對しての需要銑鐵の躰數は、本年度及び來年度を通じて、約そ一箇年十萬噸位の増加需要であると云ふことであります、其位のもので軍部は結構有餘つて十分満足をされて居るのかどうだか、此二つの點を承りたいのであります。

第三の貧鎌開發、是こそあなたの本當に偉い所である、私は褒める、商工大臣は流石に斯道の權威者である、是非とも鎌石選定法に依つて、日本の製鐵の將來を指導して行くあなたの原理の考は私は敬服する、併し其運用に付ては少し物足りぬ、貧鎌、砂鎌を開くのに、所得稅、營業稅の免除だけで開けるのであると私は思はぬ、其位のことで開けて居るならば、疾に開けて居る筈であると思ふ、所得稅とか營業稅は儲つたから出すのである、貧鎌を處理して開發して行くのは、餘り有利なことでは現在ではなからうと思ふ、是にはもう少し大膽な獎勵をする、所謂利子補給をすると、獎勵金を出すとか、大膽になすつても、是こそ結構なことであり、國家國民の爲にする大事業であるから、私は大藏大臣に來て貴はうと思つたが居ないから、賢明な次官が居られますので、次官で結構でございますが、財源がない、財源がないと言つても、斯様な國家の重大問題の前には、財源問題は最早論ずる必要はないのである、第二、第三の問題である、私等は商工大臣に後援をする、どうか大藏大臣は商工大臣の意見を繼いで、其資金を出すことに努力して行つて戴きたいと思ふ、更に鐵鎌です、鎌石銑鋼法でありますから、鐵鎌の獲得が大事だ、現在はまだ鐵鎌だけならば、マレーからでも、支那からでも、或はどうやら濠洲ぢや喧しいと云ふが、濠洲からでもボルネ

オからでも、ニューカレドニヤからでも、あの邊には相當あるだらうと思ひます、一昨年あたりは四百萬噸位の鐵鑄を輸入したやうであります、鐵石銑鐵法に依れば——銑鐵はあなたの言ふやうに、昭和十六年に満洲を合せて八百萬噸、内地六百萬噸位の銑鐵で足りると思ふことが、既に其問題に於てあなたは錯覺をして居られると思ふ、毎年三十萬噸か四十萬噸しか増加率を認めて居ない此計算は、鐵石銑鐵法などと云ふ、重大なる考を持つて居るあなたとしては私は腑に落ちぬ、是は甚だ貧弱なる増加率であつて、貧弱なる増加率しか認めない、所謂消極的方針と云ふことより外に申しやうはないと思ふ、もう少し雄大なことをして、潤澤なる鐵石の獲得の必要を私は考へて居る、是には相當長い間——一年なり半年は苦しまなければならぬ、例へば六百萬噸なり七百萬噸位輸入しても、直きに一年分位のものにはなる、其金の利息だけを大藏省が出してやることは、此大きな問題の前に何でもないと思ふ、又其位の要求を製鐵事業に關係する商工大臣が御要求になつて、貧鐵の御處理を爲されば結構——之をやらなければ、一朝有事の時に非常なる蹉跌を來すことがありますから、其點も結構、鐵石を輸入して、之に依つて鐵石銑鐵法を獎勵すると云ふことも實に結構、それが爲には熔鑄爐の設備をもつと許可される決心があるか、もつと熔鑄爐を許可されなければ、到底あなたの理想などには及ばざること甚だ遠いものである、故に大膽にあなたの意見を此處で發表して、鐵石はどうするか、さうして大藏省に其資金の利息を出させるなり、資金を出させるなりしなければならぬ、誰も貧鐵の開發は御賛成だらうと思ふ、吾々も賛成である、併し出來ない相談では役には立たぬ、繪に描いた虎では役に立たぬ、生きた虎でなければならぬ、繪に描いた虎のやうでは役に立たぬ、所得税や營業収益税を免じた位で、貧鐵の開發は出來ぬと思ふ、要するに此際大資金を供給して、貧鐵、鐵石の獲得にお努めになると云ふことが、許可制を布くなどと云ふことよりも、もつと大きな問題である、あなたの狙ひ所は少しも違つて居らぬ、之に對する大藏省の方針如何、其資金の支出如何、若し萬一財源が無くて困るやうなら、私は案を持つて居りますから、内證で教へて差上げますが、どうぞ重大問題でありますから、此點を直裁明瞭に勇敢に此處に御答辯を願つて、吾々日本國民の全體が關心を持つ製鐵業の前途に對して、もう少し安心を與へて貰はなければ、あなたの五箇年計畫位では、私は甚だ殘念ながら満足を表することは出來ないと云ふことを言明して置きます、以上に對して御答辯を願ひます

〔國務大臣伍堂卓雄君登壇〕

○國務大臣(伍堂卓雄君) 岡崎さんの御同情ある御質問に對しまして、細かい事は委員會で申述べることに致しまして、茲には極めて簡潔に要點だけを御答致したいと思ひます、先づ第一に、許可制度は大から小まで總てを通じてあると云ふことは、少し岡崎さんの御間違ひぢやないかと實は思ふのであります、大分自由事業とするものの取除けがありますから、是は印刷物に依つて御覽を願ひたいと思ひます、之を一貫して申上げなければならぬと思ひますことは、何が故に許可制度を必要とするか、其結論だけを申上げて見たいと思ふのであります、今日日本の製鐵事業の悩みは、鐵石の八〇%まで外國依存である、又銅を拵へるのに必要な層鐵、即ちスクラップの半分が外國依存である、銑鐵に於きましても、漸次是が改善して参りますけれども、併し相當多量に外國よりの輸入に俟たなければならぬのであります、銑鐵に於きましては、熔鑄爐を増せば、是が目的を達することは出來るのであります、鐵石とスクラップに至りましては、幾ら設備をしましても、之を拵へることは難かしいのでありますから、將來の擴張に對しましては、外國依存の鐵石と、外國依存のスクラップに對しましては、最も深甚なる注意を拂はなければならないのであります、即ち熔鑄爐を新設しますのには、之に用ひます鐵石の外國からの供給を確實に考へなければなりません、又スクラップに對しましては、一層ひどいのであります、昨今の外國からの電報に依りましても、日本の軍需工業用に必要な鐵を造る爲に、スクラップを外國から供給してやることは怪しからぬと云ふことが、頻々として起つて來て居るのであります、でありますから理想としましては、國內に於て産しますスクラップのみに依つて銑鐵を拵へる方法が、一日も早く實現されなければならぬのであります、此政策上の二つの目的、併せて今日鐵が不足の爲

に外國から高い銑鐵を輸入して参ります、それが爲に平均の市價が漸次騰つて参りますが、併ながら自ら之に對しては公正なる價格と云ふものがなければならぬ、唯需給關係のみに依つて、是非必要だから幾らでも買ふと云ふ、さう云ふ弱味に乘じて高く賣りましたり、又中間に於て之を貯蓄する、實際貯蓄して居るのであるのでありますから、之を矯正する方法を考へなければならぬ、即ち要約して申上げますと、どうしても相當長期間、將來に亘つて外國に依存しなければならぬ、スクラップ又は鐵石を必要とする向きに、適當に使用させることに對しましては、將來濫設されんとする熔鑄爐でありますとか、又は銅を拵へます平爐の新設に對しては、どうしても許可制度を布くと云ふことが、日本の製鐵國策として最も健全なるやり方であると確信するのであります

それから許可を致しますのには、無論最も權威ある外部の御方々、又製鐵事業に關係のある人を網羅しました製鐵事業委員會に依つて、スクラップの點から、又鐵石の點から、斯う云ふ熔鑄爐を増しても宜しいか、斯う云ふ平爐を増設しても、他が迷惑しないかと云ふことを慎重に考へて、迅速に之を決定しなければならないのであります

それから鐵の値段は外國品に比べて非常に高いと申されましたか、それは外國から輸入します鐵鋼は高いでありますけれども、幸にして内地の生産費は外國に比べて高くなはないでありますから、今日に於きましても、銑鐵の市價は外國の市價より遙に安いのであります、又鋼材に於きましても、輸入品に對してまだ開きがあるのであります、公益上軍事上必要な場合の命令權、監督權の實行は、是は大切なことでありますから、製鐵事業委員會に依つて決定致しますし、又それに依つて受くる製鐵事業者の損害に對しては、當然國として是が補償を行はなければならぬであります、是は施行細則に依つて決めるのであります貧鐵、砂鐵に對しまして、甚だ考が小さいではないかと云ふ御叱りを蒙りましたが、決して小さいのではありません、一應九十萬圓の獎勵費を削りましたのは、それがなくともやれる、今日直ちに豫算上に於て必要な獎勵金を計上する域にまだ達して居りませぬ、明確なる數字が分つて、恐らく來年の豫算には相當多額の費用を御願申しまする時期が来るであらうと考へるのであります

〔國務大臣杉山元君登壇〕

○國務大臣(杉山元君) 只今岡崎君からの質問に對しまして、商工大臣から答辯致しましたことで、私から御答する事柄は殆ど盡きて居ると存じます、尙ほ此際陸軍として、此事業法に對して持つて居ります考を申上げたいと存じます、我國製鐵事業が最近其發達見るべきものがあるのであります、併ながら只今商工大臣の申しました如く、多量の銑、鐵屑、或は鐵石等を輸入されてゐるのであります、此外國依存の状況は、平時に於ける鐵問題は申す迄もなく、戰時に於ける自給自足を目標と致しまする軍の要望と致しましては、尙ほ今日の状態から考へますと、前途は頗る遼遠であると考へるのであります、斯う云ふ次第でありますので、此業界の現状並に我が資源依存の状態等を考へまして、例へて申しますれば、輸入の層鐵依存の弊害を除きまする爲に、銑鋼一貫作業を徹底致しますとか、或は貧鐵及び砂鐵の使用を助長致しますとか、或は急速にして且つ統制ある斯業の發達を促進致しますこと等は、國防上陸軍として最も望む所であります、尙ほ只今岡崎君から御尋のありました陸軍の需要量に對しまして、十萬噸云々と云ふ御話がございましたが、現に明年使用致しまする鐵量四萬噸を増加するのであります、是は單に陸軍自體の工廠で使用致しまする量の増加であります、其他の民間の軍需工業會社等に使ひますものは、此量には含んで居らぬでございます、御承知を願ひたいと思ひます

〔政府委員賀屋興宣君登壇〕

○政府委員(賀屋興宣君) 砂鐵及び貧鐵に關しまする獎勵に付きますの御尋であります、是は先刻商工大臣より御答辯がありました如く、本年度に於きましては、補助費を用ひませぬでも、所期の目的を達するやうな處置が充分に出來ると信じて居ります、尙ほ將來に關しましては、此鐵鋼の原料に付きましての御説は、全く御同感でありますので、出来るだけ財政上に於ても力を盡したいと考へて居ります

〔岡崎久次郎君登壇〕

○岡崎久次郎君 只今商工大臣から明細親切なる御答辯があつたと思ふのであります、私の質問に對して一寸穿き違へて居られる點で、答辯のなかつた大事な點がありますから、もう一遍御答辯を煩はします、私はあなたの言ふ通り、亞米利加から輸入するスクラップに依存して居るやうな日本の製鐵業では、心細いと云ふことはあなたと同感である、又百十圓もする銑鐵を、佛蘭西や亞米利加から輸入すると云ふことに付ても、是は軍部大臣の言はれた通り、斯う云ふものを當にして安心して居られぬと云ふことも同感である、然らば内地の銑鐵が餘計なくちやならぬ、あなたの銑鋼一貫作業では、昭和十六年までに満洲と合せて八百萬噸位の銑鐵で、洵に心細い方針で、繪は馬鹿に大きいけれども、實際の内容は餘りに小さい、是は熔鑄爐をもつとあなたが許可されて、鑄石をもつと輸入されて、あなたの居る時代に——幸ひあなたのやうな人が商工大臣になつたのは、私は時宜を得たものと非常に喜ぶ、其時に大膽なる計畫をやり、鑄石ももつと保有してやるが宜いし、日本製鐵ばかりではない、民間の總ての製鐵、熔鑄爐の爲に鑄石ももつと政府が確保してやつて、其資本とか、或は利息位は補助してやつても、此國家重大の事、及び軍部の重大なる希望に對して差支ないぢやないか、それにはもつと大膽なる鑄石輸入の計畫、乃至貧鑄は直ぐは起らぬでせうが、貧鑄の獎勵でも、こんなことでは覺束ないから、私は商工省に後援をして、大藏大臣から此財源を取つて上げたいと思つて居る、でなければ、大藏省は必ず、皆使ひ盡して二分残るとやら言つて、何時も金なんか一文もないと言はれる、それ故に商工省と云ふものは、何時でも大きな豫算は大體取れない、此大きな問題に對しての豫算は是非共——商工大臣の意思を軍部も賛成をされた以上は、大藏大臣は之に對する豫算は出して戴かなければならぬと思ふ、それをやるが爲に、許可制にしなければならぬと云ふ必要と結付くと云ふこと、私は其處に意義があると思ふ、現在熔鑄爐でも、認可制で行つても一寸も認可しなかつた、認可をしない爲に遅れたんだ、許可制と云ふことになると、尙ほ遅れ勝ちな物になると云ふことは、當然前途は見透かせる、さうではないですか、至急やると言つても、是から商工省が委員會を開くのでせう、委員會に偉い人が來て、其委員會にやはり商工省が原案を持つて行かなければならぬから、其原案を練る爲に三月や四月は掛つて、急速には間に合はない、現在でも認可制を持つて居られるのであります、然らば平爐がいけないなら、平爐の認可制を御持へになつて、實際當業者とこつてりと御話になつて來れば、製鐵業などの大綱はそんなに分らぬ人は居ませぬ、又小さな工業者ぢやありません、大きい工業者でありますから、能くあなたの意味も私は分ると思ふ、決して分らぬことはない、唯許可制を以て此事業をやらなければ、鑄石銑鐵法も出來ないのである、又將來の安定も出來ぬのであると云ふことは、丁度吾々と逆な行き方で、逆な考へ方でありますしないか、此二點をもう一遍明瞭に御答を願ひたいと思ひます

[國務大臣伍堂卓雄君登壇]

○國務大臣(伍堂卓雄君) 私は心持に於ては全くびつたりして居ると思ふのでござります、少しも其處に變りがないと思ふのであります、貧鑄處理法に付ては、まだ豫算を出すまで行つて居りませぬと云ふのは、今まで遺棄されて居りました貧鑄竈に砂鐵は、現在世界で行はれて居ります方法を以てしては、到底算盤に合はないのであります、かるが故に私が提倡して居ります獨逸の新しい直接製鐵法を用ひなければなりませんが、それを用ひることに對する豫備的實驗を、只今茂山の鐵鑄に對し、又砂鐵に對しても行はんとするのでありますから、それに必要な設備の豫算と云ふものは今立ちにくいであります、でありますから唯日本で、例へば日本製鐵で其豫備的小規模の試験を致します爲に、九十萬圓の豫算を前商相は取られたのであります、それはなくとも當然日本製鐵に於て行ふべきことでありまして、又行ふと言つて居るのでありますから、さう云ふちつぽけなものは取つてしまつて、却てさう云ふ小さな獎勵金などが出て居りますと、他日害を爲しますから、來年度に於て適當な豫算を取らう、斯う云ふ考であります

それから許可に付きましては只今アウトサイダーから出て居つて、懸案になつて居るのはありませぬ、片付けてしまひました、唯只今も申しました通り、將來のスクラップの不足、並に皆んなが奪合ひをせんとして居る鑄石の見地から、外國から輸入します鑄石の

見地から、共倒れにならないやうに、相當規模以上のものは能くそれを調査して、迅速に許可しようと考へて居るのであります

○岡崎久次郎君 確つかりした要領を得ませぬが、他の議案も御急ぎであらうと思ひますから、後は委員會で質問を行ふことに致しませう

○議長(富田幸次郎君) 田尻生五君

[田尻生五君登壇]

○田尻生五君 昨年末からの鐵の飢餓が、各方面に多大の不安と支障を與へて居ることは周知の事實であります、軍備の充實が喫緊の急務とせられて居る現下の非常時局に臨んで、鐵の問題が一層の重大性を齎したことは申す迄もないのであります、然るに内に於ては、國家財政を脅すが如き、軍事費を中心とする厖大豫算の編成を餘儀なくされ、之を外に致しましては、ソ國境に於て、一觸即發の危険ありと公言されて居ります、逼迫したる事態に直面して國內に鐵飢餓の悲痛なる叫びを聞くが如きは、何たる皮肉であります、抑々鐵に對する我が國策は、銑鐵及び鋼鐵、即ち鐵鋼の自給自足、更に進んで之を海外に輸出する迄、自給他足の域に進むのが本來の目標であるであります、我が政府は此製鐵事業に對して、多年保護救濟、即ち恩恵的助長政策を以て、斯業の發達に努め來つたのであります、斯る方法のみを以てしては、到底製鐵事業の基礎を鞏固に確立することは出來ませぬので、去る昭和八年の二月各方面の要望に基きまして、日本製鐵株式會社法案を本議會に提出して協賛を得、翌九年二月官民合同の大會社を設立致したのであります、是が日本製鐵株式會社であります、即ち我が國策は、爾來目鐵を中心として遂行せられると云ふことに決定を見たのであります、然るに爾來僅に三年、茲に又製鐵事業の健全なる發達を圖るを以て目的とすと稱しまして、本法案の提出を見るに至りましたことは、聊か異様の感なきを得ないのであります、果して只今左様な必要があるか、若しあるとすれば、其内容は果して適當なものであるかどうか、是等の點を明にする趣旨を以て、私は重要な諸點に付きまして成べく簡潔に質疑を致したいと思ひます

先づ現在の國策に付て検討する必要がありますが、製鐵合同、即ち目鐵の設立と云ふことは、失敗であつたと云ふ意見が可なり廣く世間に行はれて居るのであります、而して其理由とする所は、製鐵合同の目的と云ふものは、鐵鋼を安價に豊富に供給すると云ふのが其主旨であつた、合同の結果三億六千萬圓と云ふ厖大なる半官半民の特殊會社が出來たけれども、鐵鋼需給の調節にも、價格の調整にも、何等役立つて居ないではないか、否、却て屢々鐵の飢餓を惹起し、又鐵價の暴騰を招いて居るのではないか、即ち合同の主旨は全然失はれて居るのではないかと云ふ非難であるであります、一應尤な非難であると思ふのであります、先般豫算委員會に於きました、我黨の加藤鐵五郎君が此點に付て質疑を致されたのであります、商工大臣は之に對して斯う云ふことを申されて居ります、「合同法案審議の際に、當時の商工大臣が、合同が出來れば必ず豊富にして低廉なる鐵を供給することが出來ると言明されたと云ふことであるが、價格と需要は其時々の事情、即ち基礎條件の如何に依つて違つて来るものであつて、斯くスルの組織にすれば、必ず現在よりも鐵が安くなると云ふが如きことは言明出来る筈のものではない」と斯様に仰せになつて居るのであります、さう致しますと、是は從來製鐵合同に多大の期待を持つて居つた國民としては、實に意外の感を持たざるを得ないのであります、又當時議會に於ける審議に當りました吾々と致しましても、頗る粗漏杜撰な審議をやつたのではないかと云ふが如き、誤解の招く虞があるのであります、加之實質的に考へて、若し果してさうであるとすれば、今後國策の動向を定むる上に於て、至大的關係を持つものでありますので、私は當時の事情を明瞭にして置くことが、此際必要であると思ふのであります、御承知の通りあの合同法案が提出されました昭和八年の二三月の頃は、我が産業經濟界は既に好轉致して居つたのであります、政府は物價騰貴の趨勢も、鐵の需要の増加の傾向も、悉く承知致して居つたのであります、而して充分にそれ等のことを承知しながら、我が製鐵事業の根本對策としては、どうしても合同をやらなければならぬと云ふ強き主張の下に、提案を爲し、議會に於て力説致したのであります、さうして此會社が出來れば、「鐵鋼の價格は低下し、其供給をも確保せられる」と云ふことを、明白に主張致したのであります

す、而も如何にしてさう云ふことが出来るかと云ふことも、一一合理的の説明を加へて居るのであります、故に議會に於ては、是等の點に付て極めて詳細に、極めて慎重に審議を加へた上で、彼の法案に協賛を與へたのであります、固より私は鐵鋼の需要と價格が、基礎條件の變化に依つて相當に變動するものであると云ふことを否定するものではありませぬけれども、それは程度の問題であります、當時の情勢に於きましては、政府の説明に依つて納得するのが常識であつた、又専門家の間にも多く異論はなかつたやうに承知致して居ります、若し商工大臣の如くに、當時の所管大臣の説明を以て、殆ど出鱗面の意見であり、又之を信用して協賛を與へたのは、愚の骨頂であると云ふが如き感じを起さしむる所の御答辯であるならば、私共之に對して多大の不滿を感じますのであります、到底承服することを得ないです。

〔田淵豊吉君何事か發言す〕

○議長(富田幸次郎君) 田淵君、静聴に

○田尻生五君(續) 加之商工大臣の御答辯の如くであると致しまするならば、製鐵合同の根本趣旨を否定せらるゝことになりますて、製鐵合同は失敗であつたと云ふ一部の見解を、裏書する結果に至らざるを得ないのであります、併ながら製鐵合同は、最初豫定されて居つただけの合同を未だ完成して居ないのであります、即ち未完成のものであると云ふ事實があり、又鐵界の混亂を來したこととに付ては後でも申しますが、目鐵が其運用を誤つたと私は思ふ、併し是は別箇の問題であつて

〔田淵豊吉君何事か發言す〕

○議長(富田幸次郎君) 田淵豊吉君に注意致します

○田尻生五君(續) 唯單純に合同が失敗であつたと斷ずるのは、まだ其時期ではない、早計であると私は固く信ずるのであります、商工大臣は製鐵合同法を制定したこと、即ち目鐵の設立されたことが、鐵の國策遂行の上に於て失敗であつたと、果して斷ぜられるのでありますらうか、即ち一部の世間の意見に同意されるのでありますらうか、先程申しますやうに、今後國策の動向を検討する上に於て、至大的關係を持ちまするが故に、商工大臣の御所信を承りたいと思ひます、然らば近來の此鐵の飢餓、之に伴ふ鐵價の暴騰、即ち鐵鋼界の混亂は、如何なる原因に依て發生したかと云ふ問題に移るのであります、之に對しまして商工大臣は色々な機會に於て述べられて居ります、それを綜合して見ますと、最近一年間に異様なる需要の膨脹、而も其需要は實際の需要もあれば、思惑的の需要もある、色々な豫想しなかつた突然的の事情の影響に因るものであると仰せになつて居るのであります、さも不可抗力に因るかの如き御説明を爲されて居るのであります、商工大臣の立場としては、洵に已むを得ない事情があるかも知れませぬが、私はそれとは全然別箇の見解を有する者であります、何故か、其理由を申しますれば、先づ鐵の飢餓は今度が初めてではない、或人は鐵の飢餓は年中行事であると言つて居る位であります、現に二年前にも強く經驗されたことであります、政府は其應急策と致しまして、昭和十年の二月第六十七議會に於て、鐵關稅の半額引下案を提出致したのであります、不幸にして審議未了になりました、私共當時の委員として責任を痛感致したのでありまするが、其節此關稅半額引下案は、二箇年の期限を附してあつた、さうして政府の説明に依りますと、二箇年後には、立派に需要供給の調節が出來ると云ふ説明でありまするが、委員の中には、餘りに政府の需給推算は内輪に見積つてある、左様な計算では安心は出來ないと言つて其誤算を指摘しました、結局水掛論になりさうでありまするが、是は將來の事實に徴して、果してどちらが當つて居るか判定する外ないと言つて、見得を切つたのでありまするが、どうです、正にそれは委員の言はれたるが如くに中致しまして、今日の鐵の飢餓を招來致して居るのではありませぬか(拍手)

次には我國に於ける過去の實績に徴しましても、鐵の需要額と云ふものは、略々政府の豫算額と其變動を同じくして居るのであります、是は政府當局も御認めになつて居る筈と思ひまするが、近い例では昭和五年を基準と致しまして、其前後數年間を比較対照して見ますれば、極めて歴然たるものがあるのです、殊に昨年二・二六事件以後、廣田内閣の下に於て、產業經濟悉く所謂準戰時體制に調整されなければならぬ事情にあつたことは、政府自身が最

も能く御承知のことあります、隨て最近に於て豫算の膨脹と共に、鐵の需要が急激に増加すると云ふ位のことは、當然に豫想されなければならなかつたことと思ふのであります、更に海外の事情から見ましても、此一二年間に世界各國に於ける産業は、段々復活の機運に向つて來るのであります、殊に列強の間には軍擴熱が昂まり、同時にそれに連れて、各國では國家主義的の傾向に赴き、鐵鋼の自給政策を強化しまして、成るべく自國に之を保存して、外國に輸出することを手控へると云ふ方針に出でつゝあると云ふことも、周知の事實であります、殊に昨年西班牙の内亂が起りまして、此西班牙は鐵礦石の供給地でありますて、是から原料を仰いで居る歐洲各國に非常なる打撃を與へたことは、苟も鐵に關心を持つ人は、何人も承知して居らなければならぬことであります、斯の如き内外の事情を能く考へて見ますれば、鐵の需要が益々増加すべき情勢になつたことは、殊に政府なり、當業者なり、専門家としては、當然に豫期しなければならなかつたことと思ひます(拍手) 殊に我國の如く銑鐵を印度、或はソ聯邦、又屑鐵を亞米利加に仰ぐと云ふやうな、謂はゞ敵に糧を求めるやうな國柄と致しましては、絶えず外國の事情を詳かに致しまして、機宜の處置を設らざることが、何よりも肝腎であると思ふのであります、然るに現實に御承知のやうな鐵鋼界の混亂を來しましたことは、洵に遺憾なことであります、其原因は色々あります、一々説明は加へませぬが、何よりも大きなことは、鐵鋼の需給推算の誤りである、政府は動もすれば需要を内輪に見積り、供給力を基本にして需給推算をすると云ふ傾きがある、又次には増産設備に對する手續を工作が遲延を致し、或は銑鐵钢材の配給機關が不統一であり、圓滑を缺いて居つたこと、或は輸入取引の甚だ不手際であつたこと等々、是等のことは何れも人爲的のものであります、畢竟するに是は國策會社である日鐵の業界に對する支配力が微弱であつたことと、政府當局の指導監督が其當を得なかつたことに歸因すると言はなければならぬと思ひます、殊に私が不可解に思ふのは、此間に於ける軍部の態度であります、軍備の充實が此鐵の問題と不可分のことであることは、先程の陸軍大臣の御説明の通りで、現に只今上程されて居ります此法案の一條にも、本法は産業の發展及び國防の整備を期する爲に云々と云ふことになつて居るのであります、是は本法案に依つて初めて陸海軍が鐵の問題に關係を持つのではないであります、現在の日本製鐵株式會社にも、明に陸海軍大臣も主務大臣になつて居るのであります、加之慥か目鐵會社が設立された當時から、陸海軍から代表重役も出て居る筈であります、故に鐵の需給の關係がどう云ふ風になつて居るか、又斯う云ふ廣義國防が強調されて居る際であれば、獨り軍備に直接必要な場合のみならず、一般に此鐵の問題に付て非常な關心を御持ちにならなければならない筈であります、商工省や日鐵と聯繫を保つて善處するのが私は當然であると思ふ、若し廣義國防に熱心の餘り、狹義の軍備充實に支障を來すやうなことがあれば、是は本末顛倒して、而も害を生ずることになるであります

〔田淵豊吉君發言す〕

○議長(富田幸次郎君) 田淵豊吉君に注意を致します

○田尻生五君(續) 國防の糧とも言ふべき所の鐵に飢餓を起させるやうなことは、軍部としては充分に警戒しなければならぬことであります、軍部としては無論此問題に無關心や冷淡ではなかつたらうと私は思ふが、若し冷淡でなかつたとすれば怠慢である、怠慢でなければ無能である、商工省も、陸海軍も、全部が、政府は一連に怠慢にあらざれば無能の誇を免るゝことは出來まいと思ふ

〔田淵豊吉君「君は調査して居ないぢやないか、何も知らぬぢやないか」と呼ぶ〕

○議長(富田幸次郎君) 田淵豊吉君、静聴に

○田尻生五君(續) 鐵鋼の自給自足を主眼とする國策遂行の爲に、製鐵合同を適當なりとする國論に基いて、日本製鐵株式會社が設立されましたことは、先に述べたる通りであります、其趣旨とする所は、御承知の通り此製鐵事業は大規模且つ系統的に作業を爲すを有利と致します、又製鐵事業には巨額の固定資本を要するのであります、而も其事業は盛衰消長甚しきものがあるのであります、製鐵事業の本當の基礎を確立するには、先程も申しましたやうに、我國の當時の事情として、官民の主要なる製鐵事業を合同して一つの大會社、目鐵會社を作ることが必要であるとせられたのであります

て、此日鐵會社なるものは、自ら大規模の設備を以て大量生産を行ふ、さうしてアウトサイダーは自ら非常に経費が掛り、大資本を固定させる熔鑄爐を無理に持へないでも、此日鐵が大資本を以てどんどん熔鑄爐を造つて、鉄鋼なり半製品なりを、詰り原料、材料をアウトサイダーに充分に低廉に供給する、斯くて日鐵を指導的立場に立たせて、全般的に本邦の製鐵事業の發展を期すると同時に、日鐵の支配力を以て需給を圓滑ならしめるのが、日鐵本來の使命とされたのであります、然るに會社設立後急激なる鐵鋼の需要増加を見た爲に、遂に此使命が蹉跌を來すことになりますて、是には固より政府の責任がありますが、政府は已むなくアウトサイダーに對する熔鑄爐認可抑制の從來の方針を棄てゝ之を許可しなければならぬやうな羽目に陥つたのであります、其後日鐵は段々實力を充實するの追なくして、需要の激増に對する、即ち政府と日鐵當事者との怠慢と無能に依つて、現に見る如くアウトサイダーに對する日鐵の支配力は減殺され、又指導的立場は弱められまして、日鐵中心主義は今日に於て殆ど有名無實のものになり終つて居るのであります、然るに商工大臣は、先般議員の質問に答へられて、日鐵中心主義とは日鐵獨占主義ではなく、本邦の鐵の自給自足を圖る爲には、日鐵を中心として、日鐵以外の製鐵事業を綜合的に考へて對應策を立てなければならぬと云ふ意味の御答辯を爲されて居るのであります、之に依つて見ますれば、商工大臣は所謂日鐵中心主義を持続せらるゝ御意圖であることは明白であります、併ながら今日の日鐵中心主義は、其名目だけは存するけれども、殆ど其實を失つて居ることは只今申上げた通りであります、果してさうであると致しますれば、商工大臣は固より此名目だけの日鐵中心主義を保持される筈はないのでありますから、日鐵本來の使命に鑑みて、名實相伴ふ所の日鐵中心主義に復歸せしめられる御意圖であると思ひますが、若しさうでありますするならば、先以て日鐵自體の此製鐵業界に於ける指導的立場を立直して、其支配力を強化すると云ふことが必要の條件であると思ふ、商工大臣は如何なる方法を以て之を具體化せんとするのでありますか、御所見を伺ひたい、更に本法案の内容に進んで質疑を致したいと思ひます、本法案は現在の日鐵中心主義、及び從來の恩恵的助長主義の鐵國策のみを以てしては、製鐵事業の健全なる發達を圖ることが出來ないと云ふ趣旨からして、新に國家的統制、即ち政府の干渉、即ち官憲の指導監督を加へんとするものであります、其内容とする所は數項目ありますするが、私は此場合特に許可制度と、公益及び軍事上の必要に依る命令權のこととに付て検討致したいと思ひます、許可制度のこと对付ては、先程岡崎氏から縷々周密なる御質問もありましたけれども、多少違つた方面から質疑を致したいと思ひます、從來製鐵企業に付きましては、特殊の場合の外は一般に自由に放任されて居つたのであります、然るに本法案に依りますれば、例へば免稅等の恩典に浴せんが爲に、熔鑄爐の建設に付き許可を受くること等のことは、從來通りであります、それ以外に一般の事業の新設擴張等を爲す場合に、原則として政府の許可を要することになりますて、此許可制の新設と云ふことに對しましては、現在の我國として、生產力の擴充を刻下の急務とすると云ふ見地からして、此許可制は生產力の擴充を阻礙するものであると云ふ趣旨を以て、相當強硬なる反対が出て居るのであります、先達て新聞紙にも現れました通り、鐵鋼協議會の一部の意見と致しまして、さう云ふことが明白に述べられて居るのであります、即ち鐵鋼の需要の激増と云ふことは、現在世界共通の顯著なる事實である、我國に於ても非常時に於ける鐵鋼需要の激増に對して、當業者は非常なる熱意を以て事業の新設擴張に當つて居る、此際外部的の煩瑣なる法規に依つて、斯業の改善を企圖するが如きは、却て當業者に企業上の拘束感と不安を懷かしめ、延いては斯業發達の機運を挫折し、本立法の意圖に逆行する虞があると云ふ趣旨であります、至極御尤の意見と思はれます、翻つて商工大臣が本議會に於て説明せられた所に依りますると、先般別に提案されて居りまする鐵關稅引下法案は、二箇年の期限が附されて居りまするが、商工大臣は二箇年後の昭和十四年頃には、今回廢止せんとして居る鐵鋼關稅を復活しても、鐵鋼の需給に支障はない、又四年後の昭和十六年頃になれば、内地の需要高は鋼材が六百二十萬噸、鉄鋼が五百九十九萬噸にもなるが、之に對しては現在既に著々と具體化されて居る所の、日鐵及びアウトサイダーの鉄鋼一貫設備が完成するので、充分

に間に合ふのである、それに滿洲鉄や内地の屑鐵を以て補へば、格別供給に不足を來すことはあるまいと云ふ、御見解を御示しになつたのであります、尤も商工大臣は又別の機會に於きまして、製鐵事業の如き平時の需要の重大なるものに對しては、單に自給自足を以て満足せず、寧ろ自給他足の域に達せなくてはならぬ、即ち輸出を一つのタンクの如くに考へて、此タンクの調節力に依つて、影響を少くして置くやうに考へなければならぬ、現在ではまだ自給自足も出來ない状況であるが、是はどうしても世界の市場に進出して、此反動時期に對して、其輸出量などを考へて調節して行くのが至當ではないかと考へると、斯様に御述になつて居るのであります、此點から考へますれば、商工大臣は單純に國內の需要だけ充て置けば宜い、需要に對する供給だけ不足を來さなければ、それで満足であると云ふ御意圖ではない、益々生産設備を擴充して、餘裕を持たなければならぬと考へて居らるるやうに理解されるのであります、又私共と致しましても、現在の國際情勢の下に於ては、鐵が不足すると云ふことが何よりの禁物、絶えず生産力にも、原物品にも、製品にも餘裕を持たせることが必要である、相當の量が溜つても、是は腐るものぢやない、何時でも間に合ふやうに、鉄でも、製品でも貯へて置かなければならぬ、其負擔はそれは何人がするかと言へば、さう云ふ負擔をさせる爲に、國策會社たる日鐵を捨へてあるのであります、斯くの如く生産の擴充を必要とするならば、本法案の許可制と云ふものは、明に設備の新設擴張等には害になるものでありますからして、商工大臣の御所見、又吾々の意見とは矛盾するかの如くに考へられるのであります、商工大臣は如何に御考になるのでありますか、此點を伺ひたいと思ひます。

尤も此許可制に付ては、商工大臣の御説明を聞けば、日本に於ける屑鐵の使用、而も屑鐵は米國に依存して居ると云ふやうなことで、屑鐵の使用を出来るだけ節約しなければならぬと云ふ御趣旨で、原料政策から考慮されたことのやうに思はれる、是は御尤のことであるが、私は此許可制のもう一つの狙ひ所は、群小企業の濫設を防止する爲めではないかと思ふのであります、彼の歐洲大戰當時非常なる好況に乗じて、到る處に製鐵所が濫設された、さうして隨所に成金が簇出致したことは御承知の通り、然るに戦後の不況に際會致しますと、一溜りもなく潰れてしまつて、獨り營業者が多大の損害を受けたのみならず、國家にも非常な迷惑を掛けて居るのであります、是は實に我國としては苦い経験である、故に軍需景氣は今後尙ほ相當續くかも知れませぬけれども、餘りに此好況に乘じて、群小の企業者、特に製鐵事業には先程申しまするやうに、相當の巨額の固定資本を要する故、之を無理な工夫をして、餘り將來の見透しもなく、唯好況に乗じて群小企業家が設備を濫設するやうなことになれば、反動期に際して大變なことになりはしないかと云ふことの御心配をなされて居ると云ふことも、私は當然のことであると思ふ、現に先頭からの議會に於きましても、さう云ふ反動時期に對して、政府は如何なる對策を持つて居るか云ふことの御質疑等もあつたやうに承知致してゐるのであります、唯此群小企業家に對して、今後餘りに無暗に仕事を起させないやうに、擴張しないやうにさせると云ふことも、是は當然御考になつて然るべきことだと思ふのであります、さう致しますと云ふと、此許可制と云ふものは、生產能力を擴充しようと云ふものに對しては障礙になる、又濫立を防ぐ意味に於ては、是が役立つものであります、さうしますと云ふと、此許可制と云ふものの可否當否は、結局我國と致しまして生產力の擴充が急務であるか、濫設を防止すると云ふことが只今大切なことであるか、どちらに重點を置かなければならぬかと云ふことに依つて決定されなければならぬと思ふ（ヒヤヒヤ）併ながら屑鐵使用の問題、是は商工大臣の仰せの通りであります、之に付きましては一方に於て日鐵初め大きな資本家に依つて、鉄鋼一貫作業がどんどん進められると云ふことになつて、屑鐵を使用しなくとも鉄鋼だけで間に合ふやうにおやらせになれば、是も出来ないことはないであります、どうしても許可制を布かなければ、屑鐵使用を節約することは絶対に出来ないと云ふ筋合のものでもなからうと私は思ひます。

○議長(富田幸次郎君) 田尻君に注意致します、協定の制限時間が既に超過致しました

○田尻生五君(續) それでは極めて簡単にやります——次に公益

上及び軍事上の必要に基く政府の命令權であります、是は固より現在の鐵鋼界の混亂等に備へる爲に設けられたことであると思ひますけれども、是は一方に於きまして商工大臣が抱懷せられて居る意見のやうに、日鐵を中心にして而も之を強化して行くことになれば、今日までのやうなへまきへやらなければ、自治的に旨くなつて行けるのではないか、大體今回の混亂に依つて、日鐵初め當業者も非常に反省をせられたやうであります、事實に於て色々自治的國民に迷惑を掛けないやうな方法でやつて行かうと云ふことは具體的にも計畫が進んで來て居るやうに聞及んで居るのであります、必しも此法律に依つて、命令の力に依つて公益を維持しなくとも、暫く自治的方法に任せて差支ないと私は思ふ、又殊に此軍事上の必要に依る命令權でありますが、是は日本製鐵會社法にも規定してある、強ひて民間會社に之を命令しなくとも、私は日鐵會社にやらせるのが當然だと思ふ、殊に日鐵會社は斯う云ふ軍事上の必要に依つて命令を受けた場合には、其損失に對しては、政府に對する配當金から其負擔を差引くやうになつて居る、然るに之に對しましては本法案に依りますと、民間會社にさう云ふ命令をした場合でも、此補償をすると云ふやうな明文が本法案にはないのであります、却て之に違反した場合に三千圓以下の罰金に處すると云ふことが、麗々しく掲げられて居る、極めて不合理なる仕組であると思ふのであります。

最後に私は許可とか認可とかの證議機關のことについて伺ひたい、現在でも熔鑄爐の認可に一年以上も掛つたと云ふとの苦情が非常にあるのであります、是は先程申しましたやうに、從來熔鑄爐に對する認可を抑制して居つた場合は別と致しまして、一般に認可すると云ふ方針を執られた後も、事務的證議の爲に非常な時間を要して居る、是は當業者としては非常なる迷惑を感じて居るのであります、兎角此許可とか認可とか云ふやうな權限を與へられると云ふと、官憲と云ふものは非常な優越感を感じると見えまして、何か自分で人民に對して恩恵を施すのだと云ふやうな誇りを持つかのやうに思はれるのであります、殊に官僚獨善の弊害の甚しい今日に於て、此點は餘程重大に考へなければならぬと思ふ（拍手）尤も許可制に致しましても、命令權に致しましても、今回は製鐵事業委員會と云ふものを拵へて、それの議に付すると云ふことにはなつて居ります、併ながら此種の委員會が果して幾許の實際機能を持つて居るかと云ふことは、多言を要せず澤山の事例に依つて明白であります、斯様な不都合なことは、官廳と致しまして、充分なる證議機關が設けられて居つても、専門家が配置されて居つても中々旨く行かない、況や證議機關に手不足を感じて居ると云ふやうな場合には、如何に事務的に進捗させようと思ひましても、是が中々旨く行かない、商工省の鑛山局には、ずっと以前には製鐵課と云ふものがありました、今日はそれが廢止せられて居る、さうして現在では鑛政課の中に四五人の事務官と技術者が居られます、さうして是等の人々が課長の下に日鐵のこと、或はアウトサイダーの熔鑄爐の認可問題、其他鐵に關する一切のことを御取扱になつて居る、是等の人々は固より精勤恪勤ではありますけれども、今日でも先程申しまするやうに、認可に非常に手間を取つて、事務の滯滯を來さして居る、若しも此法案が實施されると致しますれば、許可事項、認可事項、届出其他非常なる事務の輜輶を來すのであります、之に對しては餘程の陣容を以て臨まなければならぬと思ふ、先般商工大臣は、燃料政策は鐵政策と甲乙ない位に重要性がある故に、其點に重大なる關心を持つて燃料局を設置しようとして居る、斯う云ふことを仰せになつて居る、燃料問題と鐵の問題は甲乙なし、然るに此燃料对付ては從來の鑛山局の燃料課を一躍外局に昇格させようとして居る、果して然りとすれば、此權衡上から申しましても、鐵の問題の爲に殊に本法案に依つて殖えまする所の事務を處理する爲に、如何なる陣容を設けんとされるのでありますか、私は若し具體案があれば之を承りたいと思ふ、豫算其他の方面に於て、本法案實施に伴ふ機關の擴充とか増員のことを承知して居ないのであります、其點に付て若し具體案を御持合せがあれば承知致したいと思ひます。

尙ほ此外にも原料問題、或は日滿統制問題等、色々重要なことがありまするけれども、時間の制限もありまする爲に、私は是で以て質問を打切りります、尙ほ私は時間の節約上再質問は致しませぬから商工大臣も其御積りで極めて簡潔に、又要領よく御答辯あらんことを願つて置きます（拍手）

[國務大臣伍堂卓雄君登壇]

○國務大臣（伍堂卓雄君） 簡単に御答致します、第一は製鐵合同は失敗でなかつたかと云ふ御尋であります、是は豫算總會で加藤君の質問に御答申しました通り、私は失敗ではなかつたと思ひます若し合同して居なかつたならば、今日よりも飢餓の程度が激しく今日よりも生産費が高くなつて居つたんぢやないかと考へるのであります、豊富低廉と云ふことに付て申しましたが、其當時の數字計算に於きました、スクラップの値段が百十圓、二十圓もすると云ふことは、誰も豫想して居なかつたと思ふのであります、さう云ふ意味に於きました、必しも其當時よりも少しも高くならぬと云ふことは言ひ得なかつた譯であります、是はもう比較的の問題だらうと私は考へるのであります、條件が同じであればと云ふ意味と考へるのであります、要するに基礎條件の變動が餘りに激しかつたが爲に、今日國民に迷惑を掛け居るやうな次第であると思ひます、鐵飢餓は日鐵及び政府の怠慢の結果ではないかと云ふ御話であります、是は只今御答申しことに依つて御諒解を願ひたいと思ひます、日鐵を中心としてアウト・サイダーを綜合して、我國の鐵鋼計畫を立てようと申しましたことは、日鐵のみに偏重せず、アウト・サイダーも同様に尊重して、將來の計畫を立てると云ふことを申したのであります、許可制に關係しましては、先程岡崎君に御答申しました通りであります、自給自足に對してのみならず、自給他足をする必要も認めて居るであります、何分重要な原料たるスクラップ並に鑛石が外國依存でありますから、是の爭奪に依つて其倒れになるやうな事をしたくない爲に、許可制に致したのであります、尙ほ他の原因としまして、御注意がありましたことも、一つの重要な原因であります、即ち反動時期に於きました、是が對策と云ふことも考へなければならぬと思ふのであります、公益上の爲め又は軍事上の爲に必要な場合の命令監督に對しましては、先程岡崎君に御答申しました通りであります、軍事上の見地から必要な場合には、日鐵だけにやらせたら宜いであらう、斯う云ふ御意見でございますが、勿論それは主と致しますけれども、日鐵のみで足りない場合も考へなければなりませんから、法としてはやはりアウト・サイダーを含めます、其の場合に政府は其損失を補償しなければならぬことは、當然であると考へて居るのであります、最後に鑛山局の陣容が手薄であると云ふことありました、私も此の點に付ては將來考慮致したいと思ひます（拍手）

○議長（富田幸次郎君） 田尻君、宜しうございますか

○田尻生五君 演壇で申しましたやうに、再質問は致しませぬ

○議長（富田幸次郎君） 龜井貫一郎君

〔龜井貫一郎君登壇〕

○龜井貫一郎君 本案に付て商工大臣に御尋ねを致します、御承知の通り現在の我國の中心問題が厖大なる軍事豫算であり、軍需工業生産力の擴大であり、其基礎なるものが所謂製鐵生産力の擴大に在るのであります、此製鐵生産力の擴大を如何なる方法であなたがなさるかと云ふことが、爲替の問題となり、物價の問題と相成り内側には一般的の勞働強化の問題と關係を致しますので、本法案は、本議會に於きまする產業立法と致しましては、最も重要なものの一つと申すことを妨げないと信ずるのであります、併ながら其細かい點に付きましたは、重大なる性質を持つて居りますが、本會議の質疑に適せぬと存じますから、何れ委員會に於きました、大藏大臣、陸軍大臣、商工大臣御同列で伺ひたいと在ります、本日は唯本議會に於きました、特に議場を通じて、明瞭に伺つて置きたい四つの點に關しまして、商工大臣から明瞭なる御答辯を願つて置きたいと思ひます

第一は、所謂將來の我國の鋼材の需要の問題であります、私個人と致しまするならば、一國の産業の程度は、大體其銑鐵生産能力を以て推定が出來まするし、一國の文化は鋼材人口一人當りの消費量を以て推定出來ると云ふ考を持つて居ります、是は大體に於て認められて居る考であると信じまするが、商工大臣が豫算委員會、關稅定率法改正案委員會、乃至は本會議に於ての鋼材需要に關する御見透しは、大體に於て前日鐵技監野田さんの所謂野田需要曲線十年倍加に基き、更に最近大正十三年より昭和四年、五年、六年の不況期を除いて、昭和三年から昭和十年に至る需要の線を結ばれましたる所謂十年三倍加の需要曲線を加へまして御修正に相成り、昭和十六

年三月六百萬噸の大體の見透しを以て、諸般の計畫を御進めに相成つて居るやうに吾々は拜察を致して居るのであります、併ながら本日は時間がありませんから省略致しますが、此需要曲線なるものは、根本的に申しますならば一箇の表に過ぎない、一つのテーブルに過ぎないのであります、我國の産業の資本主義的の發展の上に向向の表面的な指標を辿つて居つては駄目である、其基礎的條件から之を見て行かなければならぬものと信じて居ります、此需要曲線なるものは失禮な申分でありますけれども、一箇の製鐵産業のエンジニアとしての御考に止まるものであると吾々は推察を致します、假に我國の文化を、將來國民生活の安定、それに向つての諸般の政策の推進、我國産業構成の根本的變化、殊に我國の産業の構成を輸出工業に於て輕工業から機械生産品に漸次變へなければならないと云ふ、目前の産業構成の變化を遂行しなければならないと云ふ必要をも併せ考へますならば、大體我國の鋼鐵文化を佛蘭西の水準に置くと致しましても、昭和十六年度に於ては、左様なる所の推算は得られないと信ずるのであります、此點に關しまして明確なる御答辯を煩はしたいと思ひます、議論は他日に留保致しますが、一部に過少スケールであると云ふ評のあることは御聞きになつたことと思ひます、私共は其論者の方法論とは違ひますが、やはり一箇の過少スケールであると信じて居るのであります、此點に關しまして、其御見透しを吾々は他日御訂正に相成る必要があることを確信致して置く者であります

第二に御尋ねを致します點は、製鐵事業法と云ふものが過去に於ける製鐵産業の助長行政より、漸次監督指導行政に轉入せんとする傾向は、是は賀すべき傾向であると申上げます、併ながら其助長し乃至は指導せんとなさる所の製鐵産業の全般に亘りまして、果して一つの御計畫を御持ちになつて居らつしやるや否やを吾々は疑ふ者であります、それをはつきり伺ひたいのであります、製鐵事業法を繰抜いて見ますならば、所謂法文はござりますが、其内部に潜んで居ります所の製鐵國策なるものを窺ふことは出來ないのであります、或は鋼材の飢餓と云ひ、或は銑鐵の飢餓とは申しますけれども、其根本がズクの飢餓であることは、昨年以來明瞭なる事實であります、而して我國の鋼材製造産業と云ふものが、所謂外國のスクラップに依存を致して居る、此スクラップが外國の軍擴の進行、乃至はスクラップそれ自體が生産品でないと云ふ關係、我國に於ける回収率が少いと云ふ點、並に我國に於きまして、特に製鐵工業が他國の増加率に比しまして著大に躍進しなければならない必然是等を併せ考へますならば、一切の鋼材生産も、鋼塊生産も、或は銑鐵生産も、一切を打つて一丸としたる、單なる租稅免除の御方針だけでは、固より相成らぬと思ふのであります、問題は所謂銑鐵生産であります、是は熔鑄爐を擴大すれば宜いでございます、其中でも將來特に鑄石と、スクラップと、どつちに我國が依存を先づ止めなければならぬかと言へば、是は當然スクラップであります、然らば少くとも銑鐵一貫作業の工業、其中所謂迴轉式の平爐作業の如き、或は鹽基性の轉爐作業、是等のものを普通の日本钢管、其他の钢管、外輪製板小形線材薄板、或は鑄鋼、是等の完成鋼材生産品と別にされて、寧ろ吾々一家の私見と致しましては、是等は非營利的な計画經濟でおやりになることを必要なりと信じて居りますが、今日は議論は致しませぬ、今日それ等のものは別にし、鋼材生産、完成鋼材生産品の産業は別にし、又原料鋼材、鋼塊生産の產別は之を一團とし、少くともそこに二箇の方針、違つた立場に於ての統制乃至計畫の御方針が相成らねばならぬと信ずるのであります、之を徹底するやうに申上げることは長くなりますが、専門家であらせられる商工大臣は、是だけで御諒承を得て居ると思ひます

それからもう一つは、此中にござりまする所の副生物の種類は命令を以て之を定め、且つ其副生物に付ての一定の獎勵を與へられることになつて居るのであります、近時の製鐵工業が——否、吾々は製鐵工業と云ふ言葉を是から使ふことは、最早世上誤りを生ずると思ひますので、使ひたくないのあります、銑鐵一貫作業の如き、製銑鋼工業乃至は完成鋼材工業、是等を分けて參りませぬといけぬと思ひます、製鐵工業と云ふ言葉を用ひますと、原料たる鐵工業も、或は一つの完成品たる鋼材工業も、一諸に製鐵業と論ずることになりまして、是は産業政策の上に甚しく混亂を招きますから使ひたくないのあります、だが何れに致しましても、廣い意味に

於ける製鐵産業中、狭い意味の銑鐵一貫作業に依るもの、或は所謂製銑鋼工業に依るものは、鐵を作ると云ふことよりも、それが産業の基礎工業であると云ふ根本の理由は御承知の通り、是は化學工業をも併せ考へました所の立地的な、即ち産業のシタンド・オルトに、各工業を多邊的に結合せると云ふ、立地的な計畫經濟として、其何れが副生物でもない、本當の生産品である所の多邊的計畫經濟に依りまして、鐵のコストを引き下げて行く所に、近代基礎工業としての製鐵工業の意味があると申さなければならぬのであります、斯く考へて参りますと立地的な計畫經濟の見地、及び製鐵の中での一貫作業に依る製銑鋼工業の他の鋼材工業に對する關係、是等を併せ考へ来りますならば、製鐵中、殊に原料材料の生産に關しまする部分は、吾々は之を非營利的計畫經濟にしろと云ふ議論を持ちまするが、政府は少くとも是だけは別箇の基礎的御計畫で御考に相成らねばならぬと思ふのであります、是が第二點であります。

第三點は二十二條の問題でありまするが、政府は此監督をどの程度まで爲さる御積りでござりますか、之に關しまして商工省の寧ろ御注意を促したいのであります、陸軍省に於きましては、軍需インフレの偏在を一般化すると云ふ、斯う云ふ風な見地から昭和八年でありますか、所謂財務及び原價調査に關する規定を公布され、昭和九年一月陸達一號を以て軍需工業の過金配當の中止であるとか、經營の合理化乃至は適切なる工程の管理利益統制、それ等に付ても私共から言ふならば甚だ不充分である、不充分でありまするがさう云ふ統制をして居られる、商工省は此點を——本議場に於きまして幾度か同僚から議論があつたのでありまするが、所謂重要産業統制法の運用宜しきを得ず、其程度の監督する出来て居らぬであります、商工省は何處まで考へて居らるゝか、商工大臣は銑鐵に付てはコストは大體分る、併し鋼材に付ては、殊に特殊鋼材に付ては製品箇別に事情があるから、中々是は分らぬと言はれるのであります、將來の合理化を中心とし、社會化に進まなければならぬ現在の製鐵産業の事情に於きましては、監督下に於ける所で會社のコストが分らないやうでは駄目なのである、隨ひまして此二十二條と云ふものは、更に一步進められまして、根本的に所謂資本の過度の固定であるとか、或は流動資金の不足、高利借入の點なきや、或は固定資本の銷却如何、水割死滅資本の銷却如何、無形財産の適切なる評價、或は適切なる工程の管理、進んでは利益の統制、即ち配當率の制限、社内に於きまする労働者其他の爲の積立金、繰越金、銷却基金、研究基金、是等を嚴重に監督することに依りまして、當然利益統制にまで御發展に相成らねばならぬと存ずるのであります、軍需工業三十一社に關し、陸軍省の報告に依れば全體の配當平均が一割一分でありまするが、それは完成軍需品工業でございまして、今日の軍需インフレに依りまして暴利を得て居りますのは、明瞭に申上げますが、日本钢管であるとか、所謂原料工業に屬しまする、愈々以て是から御取締にならうと云ふ此會社等が、即ち重大なる要素であります、そこまで含まれるや否やを明瞭に伺いたのであります

第四點は、此製鐵産業に於ける労働者の労働時間、或は労働強化の問題に付てでありまするが、是は委員會に於て詳細御意見を伺ひたいと存じます。併ながらやはリ二十二條に於きまする監督は、現下の労働問題が所謂社會問題にあらずして、労働管理の問題と相成り、一つの經營の問題と相成り、一つの生産力擴充の爲への眞から協力を求める所の産業の經營の問題と、既に轉稼して居りまする今日に於きまして、當然政府の監督行政は是等の製鐵工業會社に於きまする所の労働者の人格、労働時間、技術の保持、或は熟練工の養成等の將來の製鐵工業の永遠性を確保する爲の労働助長政策に向はなければ相成らぬものと存するのであります、此四點に付きまして御尋ねを致します(拍手)

[國務大臣伍堂卓雄君登壇]

○國務大臣(伍堂卓雄) 鶴井君の御質問に御答します、鐵並に鋼の將來の需要の見透しに對しましては、軍部方面とも充分に打合せを致しまして、將來の準戰時標準と申しますか、非常時等の場合を考慮に置きまして、遺憾なきを期したいと思ひます、尙ほ御話になりました將來の需要豫想銑等に對しましては、過去に於ける最も好況な時代を標準と致しまして行ひましたので、今後五箇年後には六百萬噸乃至八百萬噸の需要量を見込んで居ります外に、貧鑛處理、

並に砂鐵の處理、其他特別の方法を以て行はんとする製鐵事業は、其中に含まれて居ないのであります、第二の製鐵に關する政策对付しましては、詳細は委員會に譲ることと致したいと思ひまするが、私は當面政策と致しましては、今日の鐵飢餓を一日も早く救濟することを考へる爲に、懸案になつて居ります生産設備の促進を圖り、尙ほ多少高くても、それを忍んで外國からの銑鐵其他の原料を入れることを忍ばなければならぬと考へるのであります、根本政策としましては、どうしても鑛石並にスクラップから自給し得る域に進まなければならぬと思ひます、是は相當長期を要すると思ひますけれども、一步でも進んで行くことが、今日の急務であらうと考へるのであります、尙ほ轉爐其他の特殊の設備に付きましても、考慮を致したいと思ひます、副產物工業を別箇の取扱をしたらば、宜いぢやないかと云ふ御意見に對しましては、是は現状が最も良いと考へるのであります、三番目に第二十二條の實行標準に付て御質問がありましたら、是が活用は要するに公益上の見地から、又軍事上の見地から必要な場合に行ふのであります、何處までも今日の程度は自主的に統制其他を行はしめんとするのであります、已むを得ぬ場合に行ひ、又其方法等に付ても、製鐵事業委員會の審議の結果行ふ積りであります、労働者の育成等に付きましては、御意見を謹んで尊重致します

〔龜井貫一郎君登壇〕

○龜井貫一郎君 御答辯を拜聴致しましたが、副產物の處理に付て私の所論を、商工大臣は誤解をして居らつしやると思ひます、別箇に處理しろと申上げたのではなくして、それを一緒にしなければならない、それを大規模の計畫經濟でなければいけないと云ふことを申上げた、隨ひまして一貫製銑費工業、即ち酸性平爐工業に供給すべき鋼屑、それ等を造る所の所謂鹽基性轉爐、或は迴轉式の平爐に依る所の工業、是等と所謂化學工業を一緒にした、大規模なる、國家的なる規模に於ける所の計畫經濟の必要を伺つたのであります、それを御了解に相成らないで、別箇にすると云ふ風に御聽きになりましたのは御聞違ひであります、併し是は細かい問題になりますから委員會に譲りまして、其際御意見を伺ひます、唯重大なる一點は、今日日本の鐵の——銑鐵の將來の需要は軍部とも相談したんだから、それだから是で宜いと云ふ話です、が現在の軍部は所謂狹義國防資本主義の域内に於ける、生産力擴大の線で進んで居のであります、其計畫が他日崩壊をすることは、即ち軍備充實五箇年計畫の菱形が、昭和十五年、十六年、此邊になつて實行すべからざることは既に、當時から吾々が指摘して居る所であります、と云ふのは根本的に日本の鐵事情に付きまして、商工大臣と吾々の間に喰違がある、それは何かと申しまするならば、私共は鐵鋼政策を中心致しまして、日本産業が重大なる轉換期に立つと云ふ認識に立つて居る、と云ふのは何であるかと言へば、明治の初に我國の製鐵工業が始つた事情は、御承知の通りであります、奴隸の如く使はれて居る農村の人口と、工業資本に轉化し得ざる所の商業資本の日本であつた、而して列國の帝國主義から我國の獨立を守らなければならぬ所から、明治五年に徵兵令となりました、我國の軍事機構を作つた、併しスナイドル銃やモーゼル銃では鐵砲が揃はない、大砲が揃はない、そこで政府自らが水戸様の水道橋の鐵砲火薬修理工場を御取上げになつたのが東京の砲兵工廠である、大阪の砲兵工廠も幕府の長崎製鐵所を取上げたものである、島津様の鹿兒島の造船所を取上げたのが吳の海軍工廠である、浦賀の幕府の造船所を取上げたのが御承知の通り横須賀工廠である、所がそこで鐵砲や大砲を造らうとなさいましたが、鐵砲や大砲を造るが爲には機械が要る、機械を据付ける爲には其土臺が要る、それが何處にもない、だから東京砲兵工廠、或は大阪砲兵工廠が、明治十九年に何を造つたかと云へば、氣道の鐵管から造つたことは、商工大臣御承知の通りであります、さうして置いて、尙ほ日本には石炭鑛業も起きない、何も起きないから、政府自らが、そこで炭礦を國營し、船舶をやり、紡績、製絲をやつた、富岡の製絲工場も官營であつたの

も御承知の通りです、所でそれから鑛山、船舶、紡績、製絲と云ふものを、政府が國民の租稅、公債で投資を致しましたものを、只同様に拂下げたのが近代の財閥の發生である、それから所謂營利主義の經濟となつた、斯くて我が國民に與へられた產業は何であるか、製鐵、殊に銑鐵で、金が儲かれば今日まで其產業は造つて居ります所が儲からない儲からないからやらない、其原因は歐羅巴先進資本主義の重工業が、世界の市場を抑へて居る、日本の、後進國の重工業が入つて行く餘地を與へない、であるからして、狹隘なる國內市場を擁する我國の製銑鋼工業は、資本主義の營利經濟の下では發展をしなかつた、しないから明治二十九年の所謂陸海軍、農商務省の稟議となつて、明治三十四年の製鐵所の官營と相成つたことは商工大臣御承知の通りです、そこでそれはやつたが、其規模が大きくはないせう、金が儲からなければ仕事は出来ないと、斯ふ云ふ立場の經濟界に日本は投込まれたから、日本には何の產業が起きましたか、鐵はやつては儲からない、況や物を作る機械の工業、工作機械工業が出來上つて來ない、明治三十九年池貝鐵工所で初めて一臺の國產工作機械が出來たのは、商工大臣御承知の通りであります、さうして日本に何が出來たかと言へば、農村の低廉なる人口と云ふものを安い勞銀で持つて來て、成べく機械、成べく鐵は使はないで、外國の原料を買つて、一寸労働者の技術に掛けるならば、直ぐ商品となし得る所の紡績、或は綿絲、製絲、人絹と云ふものだけが、日本の大宗產業となつてしまつて居ることは、商工大臣御承知の通りであります、さうして今生産力を擴充しなければならないと云ふ時機なのであります、其時に當つて鐵は足りない、工作機械はない、外國から買へば、爲替が悪くなる、そこで無理に生産力を増して行かなければならぬから、労働者の技術の上に覆ひかぶさる、出来るだけ技術を餘計働かして、さうして非常時の生産力を擴大して行かう、斯う云ふ労働者の技術の強化の上に、辛うじて生産力を高めて行かうと云ふ現段階の傾向が、即ち労働者の殘業であり、幼年工であり、臨時工であり、労働者の工場災害であり、而して是が特越金山、尾去澤鑛山に於ける災害等、日本労働者災害の最も高い原因であると言はなければなりません（拍手）さうすれば今の問題は、二十世紀、二十一世紀、二十二世紀に亘る産業の構成は、原料、材料工業を確立し、其上に工作機械工業を乗つけ、其上に輕工業を乗つけて行かなければならぬ時であります、此構成の變更をやらなければならぬ時であります、從來の資本主義の上向期、下向期の其曲線のテープルを取つて、是で將來の鐵需要曲線と云ふものが完成すると云ふ認識は、社會經濟としては成立ないと云ふのが、是が私の第一の質問の意味であります、それが御分りになつての上に、もう一應御答辯を願ひます

〔國務大臣伍堂卓雄君登壇〕

○國務大臣（伍堂卓雄君） 將來の見透しに付きましては、軍部方面と打合せをしたと申しましたことは、今日財政膨脹の原因も、鐵需要の激増の原因も、軍事工業との關係が大であるから、軍部方面と打合せをしたと申しましたので、勿論全體の我國の將來の趨勢を考慮致しまして、將來の需給に對して諒りなきを期して居るのであります

○龜井貫一郎君 簡單でありますから、自席から御許を願ひます

○議長（富田幸次郎君） 許可致します

○龜井貫一郎君 後は委員會で御伺致します

○議長（富田幸次郎君） 是にて質疑は終局致しました、本案の審査を付託すべき委員の選舉に付て御諮り致します

○中山福蔵君 本案は議長指名十八名の委員に付託せられんことを望みます

○議長（富田幸次郎君） 中山君の動議に御異議ありませぬか

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

○議長（富田幸次郎君） 御異議なしと認めます、仍て動議の如く決しました

寄贈圖書紹介

材料研究會編纂最新工業材料叢書 2

軸受合金 石田 求著

軸受合金の具有すべき條件を述べて各種軸受合金に就き、その金相學的にその組織を平易に説明し、その機械的性質、軸受合金としての長所、短所、その使用個所を述べ、尙各軸受合金の性質に及ぼす各添加元素の影響、鑄造、製作等も述べてある。附錄として軸受の潤滑摩擦及び軸受の種類等に就き述べてある 115 頁 73 圖 27 表解り易い良参考書である。(定價75錢)

内外最近刊行誌參考記事目次

Metal Industry (N. Y.), January, 1937.

The Record of the Metal Industries in 1936. p.p. 2-30.
A Review of 1936—Prospects for 1937. p.p. 32-33.
Modern Equipment. p.p. 34-39.

February, 1937.

A Large Manufacturer of Nickel Silver, Phosphor Bronze, and Nickel Anodes. p.p. 51-56.
Removing Stains from Brass Coils. A. G. Arend. p.p. 57-58.
Melting and Casting of Aluminium Bronzes. E. R. Thews. p.p. 59-63.
Removal of Carbonates from Metal Cyanide Solutions. G. B. Hogaboom. p.p. 64-66.
The Application of Lacquer by Tumbling. C. W. Hardy. p. 67.
The Testing of Thickness of Deposits. Dr. S. G. Clarke. p.p. 68-70.

The Foundry, January, 1937.

Molds Faced with Core Sand. p.p. 22-24.
Get under Kind Buyer's Guard. E. N. Simons. p.p. 25-26.
Constructing Brass Furnaces. p. 27.
Correlating Properties with Service Requirements. R. C. Heaslett. p.p. 28-29.
Reputation is built on Accuracy of Castings. p.p. 30-31.
Ferroalloys in the Foundry. J. N. Ludwig. p.p. 32-33.
Lead in Silicon Bronze may cause Trouble. N. K. B. Patch. p. 34.
Gray Cast Iron. J. W. Bolton. p.p. 46-52.

February, 1937.

Packard Remodels its Foundry. P. Dwyer. p.p. 22-24.
Control Special Pattern Cost. J. J. Zimmerman. p. 25.
Let's take off another Heat. D. J. Reese. p.p. 26-27.
Stainless Steel Produced in Hollow Electrode Furnace. D. M. Scott, and A. W. F. Green. p.p. 28-30.
Changes in Gas Furnace Construction Cut Melting Cost. J. B. Nealey. p.p. 32-33.
Amorphous Graphite Lowers Chill and Hardness. p. 35.
Gray Cast Iron. J. W. Bolton. p.p. 46-52.

Metal Industry (London), December 25, 1936.

Welding Practice for Non-Ferrous Alloys. J. Stewart. p.p. 625-627.
Lubricants Employed in Deep Drawing. J. D. Jevons. p.p. 629-632.
Engineering Materials and Production Methods. p.p. 633-634.

January 1, 1937.

Metallurgical Research in the U.S.S.R. N. W. Ageew. p.p. 3-8.
Lubricants Employed in Deep Drawing. J. D. Jevons. p.p. 9-10.
American Metal Working Practice. p.p. 11-12.
Control of Chromium Plating Solutions. A. A. Pearson. p.p. 15-17.
Practical Hints of Chromium Plating. p. 18.
Electrodeposition of Molybdenum. p. 18.

January 8, 1937.

The Nickel Industry in 1936. R. C. Stanley. p.p. 27-33.
Research on Mechanical Properties and Testing in the U.S.S.R. N. Davidenkov. p.p. 34-38.

January 15, 1937.

Progress in Smelting Non-Ferrous Metals. T. J. Taplin. p.p. 51-56.
Electrolytic Extraction and Refining. Dr. H. J. T. Ellingham. p.p. 57-63.
Smelting and Refining in Great Britain. Dr. L. B. Hunt. p.p. 64-70.

Production and Market Control. O. W. Roskill. p.p. 71-76.

Advances in Copper Metallurgy. H. J. Miller. p.p. 77-82.
Developments in Aluminium Production. G. Boex. p.p. 83-86.

The Tin Producing Industries. p.p. 87-94.
The Extraction and Refining of Nickel. W. T. Griffith. p.p. 95-98.

The Production of Magnesium. p.p. 99-104.
Developments in Lead Smelting. W. T. Butcher. p.p. 105-110.

The British Zinc and Cadmium Industry. L. B. Robinson. p.p. 111-113.

Metals of the Platinum Group. R. H. Atkinson, and A. R. Raper. p.p. 114-116.

January 22, 1937.

The Non-Ferrous Metals in 1936. p.p. 117-119.
Non-Ferrous Welding—Some Problems. H. W. G. Hignett. p.p. 129-136.

Physical Methods in Metallurgy. p.p. 137-138.
German Metal Working Practice. p.p. 139-140.

The Corrosion of Nickel Anodes. A. G. Spencer. p.p. 141-144.

January 29, 1937.

Production and Properties of Copper. R. D. Burn. p.p. 153-160.

Magnesium Alloys for Aircraft. Dr. C. H. Desch. p.p. 161-167.

The Degreasing of Metals. p. 168.

February 5, 1937.

Crystal Growth Across Interfaces. B. S. Barham, and W. D. Jones. p.p. 181-182.

Adherence of Bearing Metals. p. 182.

Production and Properties of Copper. R. D. Burn. p.p. 183-188.

Recommendation for Leaded Gunmetals. H. J. Roast. p.p. 189-191.

The Production of Fused Plate. p. 191.

Soldering and Welding Light Metals. p. 192.

American Metal Working Practice. p.p. 193-194.

February 12, 1937.

An Advance in Zinc Smelting. E. H. Bunce. p.p. 205-210.

Production of Ornamental Stampings. p.p. 211-212.

Gas Welding of Zinc and Coated Sheet. p. 213.

Lead Resources of Great Britain. L. B. Williams. p.p. 214-215.

Losses from Plating Solutions. G. B. Hogaboom. p.p. 219-222.

February 19, 1937.

Forging Monel Metal, Nickel and Inconel. F. P. Huston. p.p. 231-234.

Cold Extrusion of Aluminium and Copper. p.p. 235-236.

German Metal Working Practice. p.p. 237-238.

Zeitschrift Für Metallkunde, Januar, 1937.

Neuere Erfahrungen über die Eigenschaften und die Verarbeitungsmöglichkeiten plattierter Bleche. W. Rädeker. s. 1-8.

Der Formänderungswiderstand von Kupfer beim Warmwalzen. O. Emicke und K. Lucas. s. 9-16.

Die Umsetzungen zwischen geschmolzenen Kupferlegierungen und Schwefeldioxyd. E. Ranft. u. A. Schall. s. 16-20.

Kristallisationsgeschwindigkeit und Kristallitenzahl von Blei bei geringen Zusätzen von Tellur, Lithium und Magnesium. E. Jenckel u. C. Thierer. s. 21-24.

Zur Frage der Aushärtung von Aluminium-Siliziumlegierungen. W. Hellinger. s. 25-28.

Die Ausbildung des Martensits bei Eisen-Nickel. H. Bumm u. U. Dehlinger. s. 29.

Über den Ausscheidungsverlauf bei Kupfer-Berylliumlegierungen. H. Bumm. s. 30-32.

Mikroskopische und röntgenographische Untersuchung der Ausscheidung bei Nickel-Beryllium-Legierungen. H. Lay. s. 32-33.

Februar, 1937.

Über die mikroskopische Untersuchung von Blei und Blei-Legierungen. A. Schrader u. H. Hannemann. s. 37-39.

Aushärtung, Verformung und Bekristallisation von Blei-Antimon-Legierungen. W. Hofmann, A. Schrader u. H. Hanemann. s. 39-48.

Der Einfluss von Arsen und Kupfer auf die Aushärtung von Blei-Antimon-Legierungen. M. Bluth u. H. Hane-

- mann, s. 48-50.
Kriechvorgang und Dauerstandfestigkeit untersucht an Blei und Bleilegerungen. K. v. Hanffstengel u. H. Hanemann. s. 50-52.
Neue Erkenntnisse über Zink-Spritz- und Pressguss unter besonderer Berücksichtigung amerikanischer Erfahrungen. J. Dornau, s. 53-60.
Einfluss von mechanischen Schwingungen auf die Festigkeitseigenschaften von Konstruktionswerkstoffen. G. Welter, s. 60-62.
Die Haftfähigkeit gespritzter Metallüberzüge aus Zink, Stahl und V2A. T. Everts, s. 63-66.
Holländermesser aus Aluminiumbronze. F. Ostermann, s. 67. (川合)
- 研究報告** (三菱重工名古屋航空機製作所) 第5卷 第1號 昭和12年1月
各種鋼材の熱處理とその機械的性質 渡瀬常吉、畠山常吉 (1)
研究報告 (中島飛行機株式會社) 第2卷 第3號 昭和12年2月均一なる軽合金の金型試験片鑄造法 武内武夫 (1)
X線透過法を應用して軽合金鋳造品内の纖維の流れを調査した一例 武内武夫、橋倉勝治 (15)
アルミニウム軽合金自働清淨装置用洗滌剤に就て 横本明 (21)
カドミウム基軸承合金の研究(第一報)
航空發動機用軸承に適するカドミウム合金の探求 渡邊榮 (29)
- 金屬** 第7卷 第3號 昭和12年3月
金属顯微鏡の最近の進歩 黒田正夫 (141)
超硬質炭化タングステン合金の製法並に性能に就て 榎葉久吉 (145)
日本金属學會の設立に就て 本多光太郎 (150)
近代の特殊鑄鐵 天利義昌 (153)
ニッケル合金鋼の平爐製鋼法 日本ニッケル情報局
- 熔接協會誌** 第7卷 第2號 昭和12年2月
被覆熔劑製造中に於ける二、三の化學變化に就て 大西巖 (63)
電弧熔接による軸承の製作並に修理に就て 岡本赳、西村秀雄、片山博 (66)
- 満洲鑄業協會々報** 第3卷 第24號 康徳4年1月
満洲金属鑄工業の趨勢 長谷川熊彦 (1)
- エンヂニヤリング** 第25卷 第3號 昭和12年3月
超硬質合金刃物に就て 腹山巳代治 (145)
材料強弱及び機械設計練習問題解説(9) 大久保正夫 (148)
鑄物砂の粘結性に關する一考察 近藤政一 (153)
- 電氣製鋼** 第13卷 第2號 昭和12年2月
鉄用高炭素高クロム不鏽鋼 渡邊常吉、尾形康夫 (51)
電位差計に依る特殊鋼の分析法(其の三) 野田一六、井村忠市 (51)
鍛造法による鋼の性質に就て 關口次郎 (65)
- 機械學會誌** 第40卷 第239號 昭和12年3月
機械工場の賃金形態と鐵道省工場の改正賃請規程に就て 朝倉希一 (141)
- 工業雜誌** 第73卷 第915號 昭和12年3月
工業用金属としてのマグネシウム 番場恒夫 (109)
鋼鑄物の設計に就いて (124)
- 學術振興** 第2號 昭和12年2月
特殊鋼材の研究 依國一 (17)
黃銅礦の礦物學的研究 神津假祐 (38)
- 北海道石炭鑄業會々報** 第270號 昭和12年2月
鐵車及炭車について 枝植陽太郎 (1)
- 研究報告** (住友金属工業株式會社) 第2卷 第9號 昭和12年2月
強烈耐蝕性鍛錬アルミニウム青銅の研究 田邊友次郎、小磯五郎 (833)
水道用錫引銅管に關する試験(第1報) 稲村賢三、大橋秀吉 (858)
- "KS" 青銅製壓力計ブルドン管に關する試験 小磯五郎 (865)
銀-アルミニウム二元合金の時効硬化の機構に就いて 小崎正秀 (874)
二三輕合金の疲労試験 五十嵐勇、武富禮次郎 (900)
ニッケル・クロム・モリブデン鋼の變態點に及ぼす偏析の影響について 柳澤七郎、山下政明 (911)
"18-8" 不鏽鋼板の高溫に於ける炭化物の析出狀況に就て 堀憲爾 (933)
汽罐に於ける銅管の故障と其原因(1) 絹川武良司 (943)
各種管材のクリープ・リミットに就て(第2報) 小島義正、増井好雄 (971)
炭素含有量を異にする5種の熱間仕上繼目無炭素鋼管の高熱抗張試験に就て 伊藤雄三 (982)
- 電氣評論** 第25卷 第3號 昭和12年3月
高周波付交流電弧熔接器の現象に就いて(一) 岡本赳、安葉弘平、長谷川光雄 (207)
- 日本化學會誌** 第58號 第2號 昭和12年2月
支那古代純銅器之部(その四) 古代支那に於ける純銅器時代の存在性説(追報) 道野鶴松 ()
- 石炭時報** 第12卷 第3號 昭和12年3月
本邦石炭販賣統制の概觀 古田慶三 (2)
石炭の重油溶液製造に就て 森政保 (20)
- 造船協會々報** 第59號 昭和11年12月
中間軸の剛性率測定法と其結果 研野作一 (47)
- 研究報告** (日鐵八幡製鐵所研究所) 第16卷 No.1 昭和12年2月
縫付鋼塊の研究 小平勇(全部)
研究報告(日鐵八幡製鐵所研究所) 第16卷 No.2 昭和12年2月
鋼材工場に於ける熟經濟の數例に就て 海野三朗(全部)
- 海外經濟事情** 第5號 昭和12年3月
硫安概況(英國) 松山晋二郎 (61)
- 無線資料** 第2卷 第3號 昭和12年3月
格子制御放電管を抵抗鎔接法に應用する事に就て 久野拓治 (8)
- 理化學研究所彙報** 第16輯 第3號 昭和12年3月
チル及び逆チル効果に就て 飯高一郎、田中武 (99)
モルタル強度式に關する研究 笠井康一 (110)
ロダン化タリウムの活量係数に就て 石川總雄、長谷川徳重 (146)
硝酸による鐵及鋼の受働態に關する研究(第15報) 山本洋一 (152)
朝鮮九尾里産鱗雲母に就て 吉村恂、須藤俊男、深澤保次 (166)
- 造兵彙報** 第15卷 第3號 昭和12年3月
銃身の硬度に就て 加賀松義 (1)
電氣熔接の研究 佐藤鉄吉、鈴木由一、細川清二 (7)
フライス盤及旋盤用マグネチックチヤックの研究 赤地孝吉 (45)
酸性電氣爐鋼に對する珪素量の影響 篠内周三郎 (51)
- 鑄物** 第9卷 第3號 昭和12年3月
鑄鐵の彈性率の計算式 山田福治 (145)
鑄青銅のピストンリングに就て 川口壯吉 (148)
油砂に粘土又はペントナイトを加へた影響に就て 大和林八 (159)
- 電氣化學** 第5卷 第3號 昭和12年3月
鐵、鋼の酸洗(其の2) 深町富藏 (106)
- 東京工業大學々報** 第6卷、第3號 昭和12年3月
鐵鋼の滲炭窒化に關する研究 河上益夫 (126)
固溶體に於ける溶解度變化を有する合金の熟處理による性質の變化、特に鋼の燒戻脆性の原因に關する理論に就て 横山均次 (148)
- 燃料協會誌** 第174號 昭和12年3月
爐内傳熱の機構に就て 矢木榮 (261)
石炭の風化自然に關する研究 國枝繁 (285)